

変更前	変更後	備 考
<p style="text-align: center;">第 3 章 体制及び評価</p> <p>第 1 節 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 体制及び評価</p> <p>第 1 節 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p>	<p>・変更なし</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>図4</p> <p>【本店】 社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理責任者 (原子力品質 監査部長) 管理責任者 (原子力・立地本部長) 原子力品質監査部 福島第一¹ 品質監査部 福島第一¹ 品質監査グループ 資材部 原子力・立地本部 <ul style="list-style-type: none"> 原子力・立地業務部 原子力品質・安全部 原子力運営管理部 原子力設備管理部 原子燃料サイクル部 福島第一対策プロジェクトチーム 福島第一安定化センター <p>1：発電所に常駐。</p> <p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>原子炉主任技術者</p> <p>所長</p> <p>原子力発電 保安運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 人事グループ 資材グループ 土木グループ 建築グループ 防災安全部 <ul style="list-style-type: none"> 防災安全グループ 防護管理グループ 品質・安全部 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ 安全管理グループ 品質管理グループ 技術総括部 <ul style="list-style-type: none"> 技術グループ 保安検査グループ 業務システムグループ 放射線安全グループ 環境グループ ユニット所長 (1～4号) <ul style="list-style-type: none"> 第一運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 発電グループ 当直 作業管理グループ 運転評価グループ 放射線・化学管理グループ 燃料グループ 第一保全部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ タービングループ 原子炉グループ 電気機器グループ 計測制御グループ 高経年化プロジェクトグループ² 原子炉プロジェクトグループ² 環境施設グループ² 保全革新グループ² ユニット所長 (5・6号) <ul style="list-style-type: none"> 第二運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 発電グループ 当直 作業管理グループ 運転評価グループ 放射線・化学管理グループ 燃料グループ 第二保全部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ タービングループ 原子炉グループ 電気機器グループ 計測制御グループ 高経年化プロジェクトグループ² 原子炉プロジェクトグループ² 環境施設グループ² 保全革新グループ² 福島原子力人材 開発センター³ <ul style="list-style-type: none"> 技能訓練グループ³ 教育管理グループ <p>2：高経年化プロジェクトグループ、原子炉プロジェクトグループ、環境施設グループ、環境施設プロジェクトグループ及び保全革新グループは、それぞれ1グループで1～6号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)</p> <p>3：福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の現業技術・技能に関する業務を行う。</p>	<p>図4</p> <p>【本店】 社長</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理責任者 (原子力品質 監査部長) 管理責任者 (原子力・立地本部長) 原子力品質監査部 福島第一¹ 品質監査部 福島第一¹ 品質監査グループ 資材部 原子力・立地本部 <ul style="list-style-type: none"> 原子力・立地業務部 原子力品質・安全部 原子力運営管理部 原子力設備管理部 原子燃料サイクル部 福島第一対策プロジェクトチーム 福島第一安定化センター <p>1：発電所に常駐。</p> <p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>原子炉主任技術者</p> <p>所長</p> <p>原子力発電 保安運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 人事グループ 資材グループ 土木グループ 建築グループ 防災安全部 <ul style="list-style-type: none"> 防災安全グループ 防護管理グループ 品質・安全部 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ 安全管理グループ 品質管理グループ 技術総括部 <ul style="list-style-type: none"> 技術グループ 保安検査グループ 業務システムグループ 放射線安全グループ 環境グループ ユニット所長 (1～4号) <ul style="list-style-type: none"> 第一運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 発電グループ 当直 作業管理グループ 運転評価グループ 放射線・化学管理グループ 燃料グループ 第一保全部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ タービングループ 原子炉グループ 電気機器グループ 計測制御グループ 高経年化プロジェクトグループ² 原子炉プロジェクトグループ² 環境施設グループ² 保全革新グループ² ユニット所長 (5・6号) <ul style="list-style-type: none"> 第二運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 発電グループ 当直 作業管理グループ 運転評価グループ 放射線・化学管理グループ 燃料グループ 第二保全部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ タービングループ 原子炉グループ 電気機器グループ 計測制御グループ 高経年化プロジェクトグループ² 原子炉プロジェクトグループ² 環境施設グループ² 保全革新グループ² 福島原子力人材 開発センター³ <ul style="list-style-type: none"> 技能訓練グループ³ 教育管理グループ <p>2：高経年化プロジェクトグループ、原子炉プロジェクトグループ、環境施設グループ及び保全革新グループは、それぞれ1グループで1～6号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)</p> <p>3：福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の現業技術・技能に関する業務を行う。</p>	<p>・環境施設プロジェクトグループの廃止等に伴う変更</p>

変更前	変更後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第5条 (中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 (2) 人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。 (3) 資材グループは、調達に関する業務を行う。 (4) 土木グループは、原子炉施設のうち、土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (5) 建築グループは、原子炉施設のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (6) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 (7) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (8) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。 (9) 安全管理グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。 (10) 品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。 (11) 技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (12) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (13) 業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは、放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び使用済燃料共用プール設備(以下「共用プール設備」という。)の運転、運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う。 (18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。 (19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所管業務を除く。)を行う。 (20) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。 (21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。 (22) 保全計画グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務(環境施設グループ所管業務を除く。)を行う。 (23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 (中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 (2) 人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。 (3) 資材グループは、調達に関する業務を行う。 (4) 土木グループは、原子炉施設のうち、土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (5) 建築グループは、原子炉施設のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (6) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 (7) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (8) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。 (9) 安全管理グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。 (10) 品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。 (11) 技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (12) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (13) 業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは、放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理並びにサイトバンカ及び使用済燃料共用プール設備(以下「共用プール設備」という。)の運転、運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う。 (18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。 (19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所管業務を除く。)を行う。 (20) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。 (21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。 (22) 保全計画グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務(環境施設グループ所管業務を除く。)を行う。 (23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>・環境施設プロジェクトグループの廃止等に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(25) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 高経年化プロジェクトグループは、原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の保全及び改良工事に関する業務(環境施設プロジェクトグループ所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(28) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設グループは、各ユニットの廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 環境施設プロジェクトグループは、各ユニットの廃棄物処理設備及び廃棄物集中処理建屋内設備に関する大型の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(31) 保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。</p> <p>(32) 技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>(33) 教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(25) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 高経年化プロジェクトグループは、原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の保全及び改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(28) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設グループは、各ユニットの廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。</p> <p>(31) 技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>(32) 教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>・環境施設プロジェクトグループの廃止等に伴う変更</p>

変更前	変更後	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 2 章 「中期的安全確保の考え方」に基づく設備の管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p>第 1 2 2 条</p> <p>第 3 節 (第 1 3 4 条から第 1 3 7 条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項 : 運転上の制限</p> <p>(2) 第 2 項 : 運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項 : 運転上の制限を満足していないと判断した場合 ¹ に要求される措置</p> <p>1 : 運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと安定化センター各 GM ² 又は各 GM が判断した場合</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず運転上の制限を満足していないと安定化センター各 GM ² 又は各 GM が判断した場合</p> <p>2 : 安定化センター各 GM が不在で運転上の制限を満足していないと判断できない場合は、当直長が運転上の制限を満足していないと判断し、要求される措置を開始させる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 章 「中期的安全確保の考え方」に基づく設備の管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p>第 1 2 2 条</p> <p>第 3 節 (第 1 3 4 条から第 1 3 7 条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項 : 運転上の制限</p> <p>(2) 第 2 項 : 運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項</p> <p>(3) 第 3 項 : 運転上の制限を満足していないと判断した場合 ¹ に要求される措置</p> <p>1 : 運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第 2 項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと安定化センター各 GM ² 又は各 GM ² が判断した場合</p> <p>(2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合</p> <p>(3) 第 2 項にかかわらず運転上の制限を満足していないと安定化センター各 GM ² 又は各 GM ² が判断した場合</p> <p>2 : 安定化センター各 GM 又は各 GM が不在で運転上の制限を満足していないと判断できない場合は、当直長³が運転上の制限を満足していないと判断し、要求される措置を開始させる。</p> <p><u>3 : 本章における「当直長」とは、1 / 2 / 3 / 4 号炉の当直長をいう。</u></p>	<p>・その他記載の適正化</p> <p>・保安検査における気付き事項の反映に伴う変更</p>

変更前	変更後	備 考				
<p>2.用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="201 304 1216 1255"> <tr> <td data-bbox="201 304 409 1255"> <p>本章で定める各設備等</p> </td> <td data-bbox="409 304 1216 1255"> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告が求められた以下の7設備等をいう。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備 (2) 原子炉格納容器のうち水素爆発を防止することができる機能 (3) 使用済燃料プール等 (4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備 (5) 高レベル放射性汚染水処理設備, 貯留設備(タンク等), 廃スラッジ貯蔵施設, 使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設(移送配管, 移送ポンプ等) (6) 高レベル放射性汚染水を貯留している(滞留している場合も含む) 建屋等 (7) 電気系統</p> </td> </tr> </table>	<p>本章で定める各設備等</p>	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告が求められた以下の7設備等をいう。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備 (2) 原子炉格納容器のうち水素爆発を防止することができる機能 (3) 使用済燃料プール等 (4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備 (5) 高レベル放射性汚染水処理設備, 貯留設備(タンク等), 廃スラッジ貯蔵施設, 使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設(移送配管, 移送ポンプ等) (6) 高レベル放射性汚染水を貯留している(滞留している場合も含む) 建屋等 (7) 電気系統</p>	<p>2.用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1427 304 2442 1255"> <tr> <td data-bbox="1427 304 1635 1255"> <p>本章で定める各設備等</p> </td> <td data-bbox="1635 304 2442 1255"> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告した施設運営計画(その1),(その2)及び(その3)に係る以下の設備等をいう。 <u>ただし, 第149条の2, 第149条の4から第164条, 第167条及び第168条については, 5号炉及び6号炉を含む。</u></p> <p>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備 (2) 原子炉格納容器 (3) 使用済燃料プール等 (4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備 (5) 高レベル放射性汚染水処理設備, 貯留設備(タンク等), 廃スラッジ貯蔵施設, 使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設(移送配管, 移送ポンプ等) (6) 高レベル放射性汚染水を貯留している(滞留している場合も含む) 建屋等 (7) 電気系統 <u>(8) 放射性物質に汚染されたガレキ等の放射性固体廃棄物の管理</u> <u>(9) 使用済燃料共用プール等</u> <u>(10) 監視室・制御室</u> <u>(11) 放射線防護及び管理</u> <u>(12) 放射線監視</u> <u>(13) 放射線リスクの低減(港湾内の放射性物質濃度低減を除く。)</u></p> </td> </tr> </table>	<p>本章で定める各設備等</p>	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告した施設運営計画(その1),(その2)及び(その3)に係る以下の設備等をいう。 <u>ただし, 第149条の2, 第149条の4から第164条, 第167条及び第168条については, 5号炉及び6号炉を含む。</u></p> <p>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備 (2) 原子炉格納容器 (3) 使用済燃料プール等 (4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備 (5) 高レベル放射性汚染水処理設備, 貯留設備(タンク等), 廃スラッジ貯蔵施設, 使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設(移送配管, 移送ポンプ等) (6) 高レベル放射性汚染水を貯留している(滞留している場合も含む) 建屋等 (7) 電気系統 <u>(8) 放射性物質に汚染されたガレキ等の放射性固体廃棄物の管理</u> <u>(9) 使用済燃料共用プール等</u> <u>(10) 監視室・制御室</u> <u>(11) 放射線防護及び管理</u> <u>(12) 放射線監視</u> <u>(13) 放射線リスクの低減(港湾内の放射性物質濃度低減を除く。)</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>
<p>本章で定める各設備等</p>	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告が求められた以下の7設備等をいう。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備 (2) 原子炉格納容器のうち水素爆発を防止することができる機能 (3) 使用済燃料プール等 (4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備 (5) 高レベル放射性汚染水処理設備, 貯留設備(タンク等), 廃スラッジ貯蔵施設, 使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設(移送配管, 移送ポンプ等) (6) 高レベル放射性汚染水を貯留している(滞留している場合も含む) 建屋等 (7) 電気系統</p>					
<p>本章で定める各設備等</p>	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告した施設運営計画(その1),(その2)及び(その3)に係る以下の設備等をいう。 <u>ただし, 第149条の2, 第149条の4から第164条, 第167条及び第168条については, 5号炉及び6号炉を含む。</u></p> <p>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備 (2) 原子炉格納容器 (3) 使用済燃料プール等 (4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備 (5) 高レベル放射性汚染水処理設備, 貯留設備(タンク等), 廃スラッジ貯蔵施設, 使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設(移送配管, 移送ポンプ等) (6) 高レベル放射性汚染水を貯留している(滞留している場合も含む) 建屋等 (7) 電気系統 <u>(8) 放射性物質に汚染されたガレキ等の放射性固体廃棄物の管理</u> <u>(9) 使用済燃料共用プール等</u> <u>(10) 監視室・制御室</u> <u>(11) 放射線防護及び管理</u> <u>(12) 放射線監視</u> <u>(13) 放射線リスクの低減(港湾内の放射性物質濃度低減を除く。)</u></p>					

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(品質保証計画) <u>第122条の2</u> <u>第12章に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">【品質保証計画】</p> <p><u>1. 目的</u> 本品質保証計画は、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」（以下「JEAC4111」という。）に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p><u>2. 適用範囲</u> 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p><u>3. 用語の定義</u> 以下を除き JEAC4111 の定義に従う。 原子力発電施設：原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器等の総称 原子力施設情報公開ライブラリー：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 日本原子力技術協会が運営するデータベースのことをいう。（以下「ニューシア」という。） BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p><u>4. 品質マネジメントシステム</u> <u>4.1 一般要求事項</u> (1) <u>第123条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u> (2) <u>組織は、次の事項を実施する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を「Z-21 原子力品質保証規程」に定める。</u> b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係を図1のとおりとする。</u> c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</u> d) <u>これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</u></p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性を基本として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて必要に応じて以下の事項を考慮する。</p> <p>a) プロセス及び原子力発電施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>b) プロセス及び原子力発電施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子力発電施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 組織は、原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、「7.4 調達」に従ってアウトソースしたプロセスの管理を確実にする。</p>  <p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考																																																																	
(なし)	<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 以下の品質マニュアル</p> <p> 本品質保証計画、原子力品質保証規程(Z-21)</p> <p>c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録</p> <table border="1" data-bbox="1350 577 2448 808"> <thead> <tr> <th>第122条の2の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル</td> <td>FS-57</td> <td>福島第一安定化センター安全総括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>NA-19</td> <td>原子力品質監査部</td> </tr> </tbody> </table> <p>d)組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、必要と決定した記録を含む文書</p> <p>以下の文書</p> <table border="1" data-bbox="1350 955 2537 1963"> <thead> <tr> <th>第122条の2の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> <th>第12章の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.5.3, 8.3</td> <td>5.5.3, 8.3</td> <td>トラブル等の報告マニュアル</td> <td>NM-51-11</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第124条, 第167条, 第168条</td> </tr> <tr> <td>5.5.3</td> <td>5.5.3</td> <td>原子炉主任技術者職務運用マニュアル</td> <td>NM-24-1</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第125条</td> </tr> <tr> <td>6.2, 8.3</td> <td>6.2, 8.3</td> <td>運転員の確保マニュアル</td> <td>NM-51-1</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第126条, 第131条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td rowspan="2">6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td>原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td>FS-57・CP-001</td> <td>福島第一安定化センター冷却設備部</td> <td>第126条, 第127条, 第130条～第133条, 第138条～第140条, 第141条, 第142条, 第144条, 第167条</td> </tr> <tr> <td>高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td>FS-57・WT-001</td> <td>福島第一安定化センター水処理設備部</td> <td>第126条, 第127条, 第130条, 第132条, 第145条, 第146条, 第149条, 第167条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td>状態管理マニュアル</td> <td>NM-51-6</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第126条, 第127条, 第138条～第143条, 第147条, 第148条, 第167条</td> </tr> <tr> <td>運転員の引継マニュアル</td> <td>NM-51-4</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第129条, 第137条, 第167条</td> </tr> <tr> <td>6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td>6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td>電気設備の保守管理マニュアル</td> <td>FS-57・PI-001</td> <td>福島第一安定化センター電気・通信基盤部</td> <td>第130条～第132条, 第147条, 第148条, 第167条</td> </tr> </tbody> </table>	第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル	FS-57	福島第一安定化センター安全総括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	NA-19	原子力品質監査部	第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文	5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条	5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条	6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	FS-57・CP-001	福島第一安定化センター冷却設備部	第126条, 第127条, 第130条～第133条, 第138条～第140条, 第141条, 第142条, 第144条, 第167条	高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	FS-57・WT-001	福島第一安定化センター水処理設備部	第126条, 第127条, 第130条, 第132条, 第145条, 第146条, 第149条, 第167条	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	状態管理マニュアル	NM-51-6	原子力運営管理部	第126条, 第127条, 第138条～第143条, 第147条, 第148条, 第167条	運転員の引継マニュアル	NM-51-4	原子力運営管理部	第129条, 第137条, 第167条	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	電気設備の保守管理マニュアル	FS-57・PI-001	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第130条～第132条, 第147条, 第148条, 第167条	<p>・共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所																																																															
4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル	FS-57	福島第一安定化センター安全総括部																																																															
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	NA-19	原子力品質監査部																																																															
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文																																																														
5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条																																																														
5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条																																																														
6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条																																																														
6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	FS-57・CP-001	福島第一安定化センター冷却設備部	第126条, 第127条, 第130条～第133条, 第138条～第140条, 第141条, 第142条, 第144条, 第167条																																																														
		高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	FS-57・WT-001	福島第一安定化センター水処理設備部	第126条, 第127条, 第130条, 第132条, 第145条, 第146条, 第149条, 第167条																																																														
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	状態管理マニュアル	NM-51-6	原子力運営管理部	第126条, 第127条, 第138条～第143条, 第147条, 第148条, 第167条																																																														
		運転員の引継マニュアル	NM-51-4	原子力運営管理部	第129条, 第137条, 第167条																																																														
6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	電気設備の保守管理マニュアル	FS-57・PI-001	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第130条～第132条, 第147条, 第148条, 第167条																																																														

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後						備考
(な し)	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	FS-57・ME-001	福島第一安定化センター機械設備部	第130条, 第131条, 第132条, 第140条の2, 第167条	・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更
			免震重要棟電気設備保守管理要領	NE-55-7・1F-B1-001	福島第一原子力発電所総務部	第130条, 第132条, 第148条, 第167条	
	6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所 防火管理要領	NM-51-17・1F-S1-001	福島第一原子力発電所防災安全部	第131条	
	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	定例試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条, 第138条, 第142条	
	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	作業管理マニュアル	NQ-51-8	原子力品質・安全部	第132条	
	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	計装・通信設備の保守管理マニュアル	FS-57・PI-002	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第132条, 第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条, 第167条	
	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	運転操作マニュアル	NM-51-5	原子力運営管理部	第138条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第147条, 第148条	
	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	水質管理マニュアル	NM-51-30	原子力運営管理部	第142条	
	6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル	FS-57・RE-002	福島第一安定化センター保安環境部	第149条の2	
	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	気体の廃棄物の管理マニュアル	FS-57・RE-001	福島第一安定化センター保安環境部	第149条の4～第149条の6, 第167条	
	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル	NM-58	原子力運営管理部	第150条～第156条, 第158条～第164条	
	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル	NK-58-1	原子力・立地業務部	第153条, 第153条の2	
	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所線量管理マニュアル	NK-58-2	原子力・立地業務部	第157条, 第167条	
	6.2	6.2	福島第一安定化センター保安教育マニュアル	FS-57・SM-001	福島第一安定化センター安全総括部	第165条～第167条	
	要領, 要項, 手引等の手順書 部門作成文書 外部文書 上記 で規定する記録						

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<div data-bbox="1516 304 2525 829" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="1736 865 2270 898">図 2 . 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p data-bbox="1347 936 1614 970">4.2.2 品質マニュアル</p> <p data-bbox="1347 980 2561 1056">組織は、品質マニュアルとして本品質保証計画を含む「Z-21 原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。</p> <p data-bbox="1347 1115 1537 1148">4.2.3 文書管理</p> <p data-bbox="1347 1159 2561 1325">(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4 に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p data-bbox="1347 1339 2561 1415">(2) 次の活動に必要な管理を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に規定する。</p> <p data-bbox="1347 1430 2041 1463">a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。</p> <p data-bbox="1347 1476 2169 1509">b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p data-bbox="1347 1522 2095 1556">c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</p> <p data-bbox="1347 1568 2561 1644">d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p data-bbox="1347 1656 2273 1690">e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p data-bbox="1347 1703 2561 1778">f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p data-bbox="1347 1791 2561 1866">g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p>	<p data-bbox="2579 312 2858 388">・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>4.2.4 記録の管理</u> <u>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録を管理する。</u> <u>(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に規定する。</u> <u>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能であるようにする。</u></p> <p><u>5. 経営者の責任</u> <u>5.1 経営者のコミットメント</u> <u>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</u> <u>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u> <u>b) 品質方針を設定する。</u> <u>c) 品質目標が設定されることを確実にする。</u> <u>d) マネジメントレビューを実施する。</u> <u>e) 資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p><u>5.2 原子力安全の重視</u> <u>社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1及び8.2.1参照)。</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u> <u>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</u> <u>a) 東京電力の経営理念に対して適切である。</u> <u>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u> <u>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u> <u>d) 組織全体に伝達され、理解される。</u> <u>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</u></p> <p><u>5.4 計画</u> <u>5.4.1 品質目標</u> <u>(1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a参照)を設定することを確実にするために、「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」を定めさせる。</u> <u>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</u></p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u> <u>社長は、次の事項を確実にする。</u> a) <u>品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u> b) <u>品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れるよう管理する。</u></p> <p><u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u> <u>5.5.1 責任及び権限</u> <u>社長は、全社規程である「Z-10 職制および職務権限規程」を踏まえ、保安活動を実施するための責任及び権限が第124条（保安に関する職務）及び第125条（主任技術者の職務等）に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。また、社長は第123条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「Z-10 職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</u></p> <p><u>5.5.2 管理責任者</u> (1) <u>社長は、原子力品質監査部長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。</u> (2) <u>原子力品質監査部長の管理責任者としての責任及び権限</u> a) <u>内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u> b) <u>内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</u> c) <u>内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u> (3) <u>原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限</u> a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く）の確立、実施及び維持を確実にする。</u> b) <u>品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く）の成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</u> c) <u>組織全体（原子力品質監査部除く）にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u></p> <p><u>5.5.3 内部コミュニケーション</u> <u>社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、マネジメントレビューや原子力発電保安委員会等を通じて、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。</u></p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u></p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u></p> <p>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含む。</p> <p>a) 監査の結果</p> <p>b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</p> <p>c) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</p> <p>d) 予防処置及び是正処置の状況</p> <p>e) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>f) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>g) 改善のための提案</p> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <p>(1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p> <p>c) 資源の必要性</p> <p><u>6. 資源の運用管理</u></p> <p><u>6.1 資源の提供</u></p> <p>組織は、人的資源、原子力発電施設、作業環境を含め、原子力安全に必要な資源を提供する。</p> <p><u>6.2 人的資源</u></p> <p><u>6.2.1 一般</u></p> <p>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する。</p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識</u> <u>組織は, 次の事項を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に従って実施する。</u> a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には), その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか, 又は他の処置をとる。 c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 d) 組織の要員が, 自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し, 品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) 教育, 訓練, 技能及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p><u>6.3 原子力発電施設</u> <u>組織は, 原子力安全の達成のために必要な原子力発電施設を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき明確にし, 維持管理する。</u></p> <p><u>6.4 作業環境</u> <u>組織は, 放射線に関する作業環境を基本とし, 異物管理や火気管理等の作業安全に関する作業環境を含め, 原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし, 運営管理する。</u></p> <p><u>7. 業務の計画及び実施</u> <u>7.1 業務の計画</u> (1) 組織は, 保安活動に必要な業務のプロセスを計画し, 4.2.1d)で定めるマニュアル及び「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に定める。また, 4.2.1d)で定めるマニュアル及び「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき, 業務に必要なプロセスを計画し, 構築する。 (2) 業務の計画は, 品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1参照)。 (3) 組織は, 業務の計画に当たって, 次の各事項について適切に明確化する。 a) 業務に対する品質目標及び要求事項 b) 業務に特有な, プロセス及び文書の確立の必要性, 並びに資源の提供の必要性 c) その業務のための検証, 妥当性確認, 監視, 測定, 検査及び試験活動, 並びにこれらの合否判定基準 d) 業務のプロセス及びその結果が, 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4 参照) (4) この業務の計画のアウトプットは, 組織の運営方法に適した形式にする。</p> <p><u>7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス</u> <u>7.2.1 業務に対する要求事項の明確化</u> <u>組織は, 次の事項を「業務の計画」(7.1参照)において明確にする。</u> a) 業務に適用される法令・規制要求事項 b) 明示されていないが, 業務に不可欠な要求事項 c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー</u> <u>(1) 組織は、「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき業務に対する要求事項をレビューする。このレビューは、業務を行う前に実施する。</u> <u>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</u> <u>a) 業務に対する要求事項が定められている。</u> <u>b) 業務に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u> <u>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</u> <u>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</u> <u>(4) 業務に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</u> <u>(5) 業務に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p><u>7.2.3 外部とのコミュニケーション</u> <u>組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」にて明確にし、実施する。</u></p> <p><u>7.3 設計・開発</u> <u>組織は、原子力発電施設を対象として、「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</u></p> <p><u>7.3.1 設計・開発の計画</u> <u>(1) 組織は、原子力発電施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</u> <u>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。</u> <u>a) 設計・開発の段階</u> <u>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</u> <u>c) 設計・開発に関する責任及び権限</u> <u>(3) 組織は、効果的なコミュニケーション及び責任の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に 関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</u> <u>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</u></p> <p><u>7.3.2 設計・開発へのインプット</u> <u>(1) 原子力発電施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。イン プットには次の事項を含める。</u> <u>a) 機能及び性能に関する要求事項</u> <u>b) 適用される法令・規制要求事項</u> <u>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> <u>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u> <u>(2) 原子力発電施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューする。要求事 項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。</u></p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</u> <u>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリース前に、承認を受ける。</u> <u>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</u> <u>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u> <u>b) 調達、業務の実施に対して適切な情報を提供する。</u> <u>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</u> <u>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子力発電施設の特性を明確にする。</u></p> <p><u>7.3.4 設計・開発のレビュー</u> <u>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</u> <u>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u> <u>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u> <u>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p><u>7.3.5 設計・開発の検証</u> <u>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u> <u>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</u></p> <p><u>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</u> <u>(1) 結果として得られる原子力発電施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</u> <u>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子力発電施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</u> <u>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p><u>7.3.7 設計・開発の変更管理</u> <u>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。</u> <u>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u> <u>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子力発電施設を構成する要素及び関連する原子力発電施設に及ぼす影響の評価を含める。</u> <u>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u></p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>7.4 調達</u> <u>組織は、「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」及び「NC-15 原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</u></p> <p><u>7.4.1 調達プロセス</u> <u>(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</u> <u>(2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</u> <u>(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</u> <u>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u> <u>(5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定める。</u></p> <p><u>7.4.2 調達要求事項</u> <u>(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u> <u>a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u> <u>b) 要員の適格性確認に関する要求事項</u> <u>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</u> <u>(2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p><u>7.4.3 調達製品の検証</u> <u>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</u> <u>(2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。</u></p> <p><u>7.5 業務の実施</u> <u>7.5.1 業務の管理</u> <u>組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</u> <u>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</u> <u>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</u> <u>c) 適切な設備を使用している。</u> <u>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u> <u>e) 監視及び測定が実施されている。</u> <u>f) 業務のリリースが実施されている。</u></p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認</u> <u>(1) 業務の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u> <u>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u> <u>(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</u> a) <u>プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u> b) <u>設備の承認及び要員の適格性確認</u> c) <u>所定の方法及び手順の適用</u> d) <u>記録に関する要求事項（4.2.4 参照）</u> e) <u>妥当性の再確認</u></p> <p><u>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</u> <u>(1) 必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を識別する。</u> <u>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務の状態を識別する。</u> <u>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務について一意の識別を管理し、記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p><u>7.5.4 組織外の所有物</u> <u>組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p><u>7.5.5 調達製品の保存</u> <u>組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p><u>7.6 監視機器及び測定機器の管理</u> <u>(1) 業務に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器に関連するマニュアル等に定める。</u> <u>(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。</u> <u>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。</u> a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。</u></p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>b) 機器の調整をする，又は必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い，保守及び保管において，損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに，測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には，組織は，その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し，記録する(4.2.4 参照)。組織は，その機器，及び影響を受けた業務すべてに対して，適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には，そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は，最初に使用するのに先立って実施する。また，必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 組織は，次の事項のために必要となる監視，測定，分析及び改善のプロセスを計画し，実施する。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには，統計的手法を含め，適用可能な方法，及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>組織は，品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして，原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は，品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために，あらかじめ定められた間隔で「NA-19 原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが，業務の計画(7.1 参照)に適合しているか，JEAC4111 の要求事項に適合しているか，及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され，維持されているか。</p> <p>(2) 組織は，監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性，並びにこれまでの監査結果を考慮して，監査プログラムを策定する。監査の基準，範囲，頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては，監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画及び実施，記録の作成及び結果の報告に関する責任，並びに要求事項を「NA-19 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。</p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(4) 監査及びその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子力発電施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき、原子力発電施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を記録する(4.2.4参照)。</p> <p>(4) 業務の計画(7.1参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子力発電施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p><u>8.4 データの分析</u> <u>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u> <u>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</u> <u>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方 (8.2.1 参照)</u> <u>b) 業務に対する要求事項への適合 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)</u> <u>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子力発電施設の特性及び傾向 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)</u> <u>d) 供給者の能力 (7.4 参照)</u></p> <p><u>8.5 改善</u> <u>8.5.1 継続的改善</u> <u>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>8.5.2 是正処置</u> <u>(1) 組織は、再発防止のため、「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき、不適合の原因を除去する処置をとる。</u> <u>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u> <u>(3) 次の事項に関する要求事項 (JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に規定する。</u> <u>a) 不適合の内容確認</u> <u>b) 不適合の原因の特定</u> <u>c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u> <u>d) 必要な処置の決定及び実施</u> <u>e) とった処置の結果の記録 (4.2.4 参照)</u> <u>f) とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>8.5.3 予防処置</u> <u>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見 (BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき、その原因を除去する処置を決める。</u> <u>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(3) 次の事項に関する要求事項(JEA4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 起こり得る不適合及びその原因の特定 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった処置の結果の記録(4.2.4 参照) e) とった予防処置の有効性のレビュー 	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第123条 発電所の保安に関する組織は、図123のとおりとする。</p> <p>図123 【本店】</p> <p>【福島第一安定化センター】</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第123条 発電所の保安に関する組織は、図123のとおりとする。</p> <p>図123 【本店】</p> <p>【福島第一安定化センター】</p>	<p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>原子炉主任技術者 所長</p> <p>原子力発電 保安運営委員会</p> <p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事グループ 資材グループ 土木グループ 建築グループ <p>防災安全部</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災安全グループ 防護管理グループ <p>品質・安全部</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ 安全管理グループ 品質管理グループ <p>技術総括部</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術グループ 保安検査グループ 業務システムグループ 放射線安全グループ 環境グループ <p>ユニット所長 (1～4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 発電グループ 当直 作業管理グループ 運転評価グループ 放射線・化学管理グループ 燃料グループ 第一保全部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ タービングループ 原子炉グループ 電気機器グループ 計測制御グループ 高経年化プロジェクトグループ² 原子炉プロジェクトグループ² 環境施設グループ² 環境施設プロジェクトグループ² 保全革新グループ² <p>ユニット所長 (5・6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 発電グループ 当直 作業管理グループ 運転評価グループ 放射線・化学管理グループ 燃料グループ 第二保全部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ タービングループ 原子炉グループ 電気機器グループ 計測制御グループ 高経年化プロジェクトグループ² 原子炉プロジェクトグループ² 環境施設グループ² 環境施設プロジェクトグループ² 保全革新グループ² <p>福島原子力人材開発センター³</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能訓練グループ³ 教育管理グループ <p>2：高経年化プロジェクトグループ、原子炉プロジェクトグループ、環境施設グループ、環境施設プロジェクトグループ及び保全革新グループは、それぞれ1グループで1～6号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係わることから、便宜上両部に記載している。)</p> <p>3：福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の現業技術・技能に関する業務を行う。</p>	<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>原子炉主任技術者 所長</p> <p>原子力発電 保安運営委員会</p> <p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事グループ 資材グループ 土木グループ 建築グループ <p>防災安全部</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災安全グループ 防護管理グループ <p>品質・安全部</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証グループ 安全管理グループ 品質管理グループ <p>技術総括部</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術グループ 保安検査グループ 業務システムグループ 放射線安全グループ 環境グループ <p>ユニット所長 (1～4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 発電グループ 当直 作業管理グループ 運転評価グループ 放射線・化学管理グループ 燃料グループ 第一保全部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ タービングループ 原子炉グループ 電気機器グループ 計測制御グループ 高経年化プロジェクトグループ² 原子炉プロジェクトグループ² 環境施設グループ² 保全革新グループ² <p>ユニット所長 (5・6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 発電グループ 当直 作業管理グループ 運転評価グループ 放射線・化学管理グループ 燃料グループ 第二保全部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ タービングループ 原子炉グループ 電気機器グループ 計測制御グループ 高経年化プロジェクトグループ² 原子炉プロジェクトグループ² 環境施設グループ² 保全革新グループ² <p>福島原子力人材開発センター³</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能訓練グループ³ 教育管理グループ <p>2：高経年化プロジェクトグループ、原子炉プロジェクトグループ、環境施設グループ及び保全革新グループは、それぞれ1グループで1～6号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係わることから、便宜上両部に記載している。)</p> <p>3：福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の現業技術・技能に関する業務を行う。</p>	<p>・環境施設プロジェクトグループの廃止等に伴う変更</p>

変更前	変更後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第124条 (中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 福島第一安定化センター所長(以下、「安定化センター所長」という)は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の計画・工事・運用・保守に関する業務(福島第一対策プロジェクトチーム所管業務を除く。)を統括管理する。</p> <p>(2) 品質・安全グループは、本章に係る設備等のうち、原子力安全の総括(安全評価を含む。)、品質の管理及び保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(3) 冷却第一グループは、本章に係る設備等のうち、原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) 冷却第二グループは、本章に係る設備等のうち、窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 冷却第三グループは、本章に係る設備等のうち、使用済燃料プール冷却設備及びコンクリートポンプ車の運用、保守管理並びに水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 水処理第一グループは、本章に係る設備等のうち、滞留水及びサブドレン水の水位管理、高レベル汚染水の移送に関する業務を行う。</p> <p>(7) 水処理第二グループは、本章に係る設備等のうち、汚染水処理装置の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 水処理第三グループは、本章に係る設備等のうち、放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。</p> <p>(9) 電気第一グループは、本章に係る設備等のうち、総括(電源車管理を含む。)、所内電源、仮設電源の設計、運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 電気第二グループは、本章に係る設備等のうち、各設備等で必要な電源設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 計装第一グループは、本章に係る設備等のうち、1号炉及び2号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 計装第二グループは、本章に係る設備等のうち、3号炉及び4号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第124条 (中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 福島第一安定化センター所長(以下、「安定化センター所長」という)は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の計画・工事・運用・保守に関する業務(福島第一対策プロジェクトチーム所管業務を除く。)を統括管理する。</p> <p><u>(2) 総括グループは、本章で定める各設備等のうち、安定化センターに関わる業務の取り纏めに関する業務を行う。</u></p> <p><u>(3) プロジェクト管理グループは、本章で定める各設備等のうち、工程・レイアウト管理、要員管理及び総予算・調達管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(4) 品質・安全グループは、本章で定める各設備等のうち、原子力安全の総括(安全評価を含む。)、品質の管理、教育・力量管理及び保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(5) 冷却第一グループは、本章で定める各設備等のうち、原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の保守管理並びに消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(6) 冷却第二グループは、本章で定める各設備等のうち、窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 冷却第三グループは、本章で定める各設備等のうち、使用済燃料プール冷却設備の保守管理、消防車の運用、コンクリートポンプ車の運用、保守管理及び水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 水処理第一グループは、本章で定める各設備等のうち、滞留水及びサブドレン水の水位管理、高レベル汚染水の移送に関する業務を行う。</p> <p>(9) 水処理第二グループは、本章で定める各設備等のうち、汚染水処理装置の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 水処理第三グループは、本章で定める各設備等のうち、放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。</p> <p><u>(11) 機械第一グループは、本章で定める各設備等のうち、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</u></p> <p><u>(12) 機械第二グループは、本章で定める各設備等のうち、共用プール設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(13) 機械第三グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの工事、乾式キャスクの復旧並びに共用プール設備の復旧及び消防車の運用に関する業務を行う。</u></p> <p>(14) 電気第一グループは、本章で定める各設備等のうち、総括(電源車管理を含む。)、所内電源、仮設電源の設計、運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 電気第二グループは、本章で定める各設備等のうち、各設備等で必要な電源設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 計装第一グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び2号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装第二グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉及び4号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>・その他記載の適正化</p> <p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p> <p>・その他記載の適正化</p> <p>・原子炉注水設備等の移管に伴う変更</p> <p>・その他記載の適正化</p> <p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p> <p>・その他記載の適正化</p>

変更前	変更後	備 考
<p>(13) 作業放射線管理グループは、本章に係る設備等のうち、ガスサンプリングによる放射能分析に関する業務を行う。</p> <p>3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長及び安定化センター所長を補佐し、発電所における保安に関する業務（安定化センター所長が所管する業務を除く）を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(3) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(4) 土木グループは、原子炉施設のうち、土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>(18) 外部電源強化グループは、本章で定める各設備等のうち、外部電源強化に伴う設備等の工事に関する業務を行う。</p> <p>(19) 情報システムグループは、本章で定める各設備等のうち、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 通信システムグループは、本章で定める各設備等のうち、通信設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 土木第一グループは、本章で定める各設備等のうち、生活基盤整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 土木第二グループは、本章で定める各設備等のうち、地下水遮へい壁及び港湾整備に関する業務を行う。</p> <p>(23) 土木第三グループは、本章で定める各設備等のうち、冷却水保管設備等の工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) 土木第四グループは、本章で定める各設備等のうち、瓦礫・伐採木の保管場の整備及び敷地内除染に関する業務を行う。</p> <p>(25) 建築第一グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉原子炉建屋カバー・コンテナの工事（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(26) 建築第二グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナの工事・保守管理（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築第三グループは、本章で定める各設備等のうち、建屋地下水対策及び建屋間止水対策に関する業務を行う。</p> <p>(28) 建築第四グループは、本章で定める各設備等のうち、建屋内瓦礫撤去及び建屋内除染（機械第一グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(29) 放射線安全グループは、本章で定める各設備等のうち、放射線防護に係る装備品の管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 保健安全グループは、本章で定める各設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。</p> <p>(31) 作業放射線管理グループは、本章で定める各設備等のうち、構内作業の放射線管理及びガスサンプリングによる放射能分析に関する業務を行う。</p> <p>(32) 放射線防護管理グループは、本章で定める各設備等のうち、臨時の出入管理箇所における装備品の管理及びスクリーニングに関する業務を行う。</p> <p>(33) 環境モニタリンググループは、本章で定める各設備等のうち、発電所内外の陸域・海域のモニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(34) 廃棄物管理グループは、本章で定める各設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務（安定化センター所管業務を除く。）は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長及び安定化センター所長を補佐し、発電所における保安に関する業務（安定化センター所長が所管する業務を除く。）を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(3) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(4) 土木グループは、原子炉施設のうち、土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p> <p>・保安検査における気付き事項の反映に伴う変更</p> <p>・その他記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<p>(5) 建築グループは、原子炉施設のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等のうち、免震重要棟の電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等のうち、消防車の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全管理グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(13) 業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線・化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。）、燃料取扱いに関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(20) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 保全計画グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務（環境施設グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 高経年化プロジェクトグループは、原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の保全及び改良工事に関する業務（環境施設プロジェクトグループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(28) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設グループは、各ユニットの廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 環境施設プロジェクトグループは、各ユニットの廃棄物処理設備及び廃棄物集中処理建屋内設備に関する大型の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(31) 保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。</p>	<p>(5) 建築グループは、原子炉施設のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(6) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(7) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(8) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全管理グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(13) 業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線・化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理並びにサイトバンカ及び共用プール設備の運転、運用管理に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。）、燃料取扱いに関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(20) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(22) 保全計画グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務（環境施設グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(27) 高経年化プロジェクトグループは、原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の保全及び改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(28) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設グループは、各ユニットの廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。</p>	<p>・その他記載の適正化</p> <p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p> <p>・環境施設プロジェクトグループの廃止等に伴う変更</p> <p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p> <p>・環境施設プロジェクトグループの廃止等に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(32) 技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>(33) 教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</p> <p>4. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本店各部長は、原子力・立地本部長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 安定化センター各部長は、安定化センター所長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) 安定化センター各グループマネージャー（以下「安定化センター各GM」という。）は、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき記録及び報告を行う。</p> <p>(4) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(5) ユニット所長（5・6号）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(6) 発電所各部長（福島原子力人材開発センター所長を含む。）は、第123条の定めのとおり、当該部（福島原子力人材開発センターを含む。）が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(7) 各GMは、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(8) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>(31) 技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>(32) 教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>4. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本店各部長は、原子力・立地本部長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 安定化センター各部長は、安定化センター所長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) 安定化センター各グループマネージャー（以下「安定化センター各GM」という。）は、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(4) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(5) ユニット所長（5・6号）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(6) 発電所各部長（福島原子力人材開発センター所長を含む。）は、第123条の定めのとおり、当該部（福島原子力人材開発センターを含む。）が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(7) 各GMは、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(8) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p>

変更前	変更後	備 考										
<p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第125条</p> <p>主任技術者は、本章で定める各設備等の運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 本章で定める各設備等の運用に関し保安上必要な場合は、運用に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表125-1に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(3) 表125-2に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(4) 第151条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(5) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(6) その他、本章で定める各設備等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 本章で定める各設備等の運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第125条</p> <p>主任技術者は、本章で定める各設備等の運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 本章で定める各設備等の運用に関し保安上必要な場合は、運用に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) <u>表125-1に定める事項について、所長の承認¹に先立ち確認する。</u></p> <p>(3) 表125-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表125-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第168条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(7) その他、本章で定める各設備等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p><u>1: 安定化センター員への保安教育実施計画については、安定化センター所長の承認</u></p> <p>2. 本章で定める各設備等の運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p><u>表125-1</u></p> <table border="1" data-bbox="1359 1062 2421 1593"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第150条(管理対象区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除 第7項に定める管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第150条の2(管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第165条(安定化センター員及び所員への保安教育)</td> <td>安定化センター員及び所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第166条(協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第150条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除 第7項に定める管理対象区域の設定及び解除	第150条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第165条(安定化センター員及び所員への保安教育)	安定化センター員及び所員への保安教育実施計画	第166条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画	<p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p>
条 文	内 容											
第150条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除 第7項に定める管理対象区域の設定及び解除											
第150条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除											
第165条(安定化センター員及び所員への保安教育)	安定化センター員及び所員への保安教育実施計画											
第166条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画											

変更前		変更後		備考																													
<p>表125-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第130条(地震発生時等の対応)</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第135条(運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第136条(保全作業を実施する場合)</td> <td>必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第151条(報告)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>		条文	内容	第130条(地震発生時等の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第135条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	運転上の制限を満足していると判断した場合	第136条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置	運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第151条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	<p>表125-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第130条(地震発生時等の対応)</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第135条(運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第136条(保全作業を実施する場合)</td> <td>必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第168条(報告)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量等量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>		条文	内容	第130条(地震発生時等の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第135条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	運転上の制限を満足していると判断した場合	第136条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置	運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第168条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合	放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量等量率等に異常が認められた場合	実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	<p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p>
条文	内容																																
第130条(地震発生時等の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																																
第135条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																
	運転上の制限を満足していると判断した場合																																
第136条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置																																
	運転上の制限外から復帰していると判断した場合																																
第151条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																
	実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合																																
条文	内容																																
第130条(地震発生時等の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																																
第135条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																
	運転上の制限を満足していると判断した場合																																
第136条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置																																
	運転上の制限外から復帰していると判断した場合																																
第168条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																
	気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合																																
	放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																																
	外部放射線に係る線量等量率等に異常が認められた場合																																
	実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合																																
<p>表125-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌</td> </tr> <tr> <td>2. 引継日誌</td> </tr> <tr> <td>3. 本章で定める各施設等の巡視又は点検の結果</td> </tr> </tbody> </table>		記録項目	1. 運転日誌	2. 引継日誌	3. 本章で定める各施設等の巡視又は点検の結果	<p>表125-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌</td> </tr> <tr> <td>2. 引継日誌</td> </tr> <tr> <td>3. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の結果</td> </tr> <tr> <td>4. 放射性廃棄物管理に係る記録</td> </tr> <tr> <td>5. 保安教育の実施報告書</td> </tr> </tbody> </table>		記録項目	1. 運転日誌	2. 引継日誌	3. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の結果	4. 放射性廃棄物管理に係る記録	5. 保安教育の実施報告書	<p>・その他記載の適正化 ・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p>																			
記録項目																																	
1. 運転日誌																																	
2. 引継日誌																																	
3. 本章で定める各施設等の巡視又は点検の結果																																	
記録項目																																	
1. 運転日誌																																	
2. 引継日誌																																	
3. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の結果																																	
4. 放射性廃棄物管理に係る記録																																	
5. 保安教育の実施報告書																																	

変更前	変更後	備考										
<p>(運転員の確保)</p> <p>第126条</p> <p>第一運転管理部長は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、本章で定める各設備等の運用にあたり原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 第一運転管理部長は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、本章で定める各設備等の運用にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表126-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表126-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として経済産業大臣が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 第一運転管理部長は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、当直長又は当直副長を常時免震重要棟に確保する。</p> <p>表126-1</p> <table border="1" data-bbox="195 1285 1015 1520"> <tr> <td></td> <td>1 / 2号炉</td> <td>3 / 4号炉</td> </tr> <tr> <td>1班あたりの人数</td> <td>3名以上</td> <td>3名以上</td> </tr> </table>		1 / 2号炉	3 / 4号炉	1班あたりの人数	3名以上	3名以上	<p>(運転員の確保)</p> <p>第126条</p> <p>第一運転管理部長は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、本章で定める各設備等の運用¹にあたり原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 安定化センター各GMは、本章で定める各設備等の運用にあたり、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、本章で定める各設備等の運用に必要な知識を有する者を確保する。なお、本章で定める各設備等の運用に必要な知識を有する者とは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、安定化センター各GMが本章で定める各設備等の運用に関する力量の確認を行った者をいう。</p> <p>3. 第一運転管理部長は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、本章で定める各設備等の運用¹にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表126に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表126に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として経済産業大臣が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>表126</p> <table border="1" data-bbox="1418 1150 2237 1381"> <tr> <td></td> <td>1 / 2 / 3 / 4号炉</td> </tr> <tr> <td>1班あたりの人数</td> <td>6名以上</td> </tr> </table> <p>4. 第一運転管理部長は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、当直長又は当直副長を常時免震重要棟に確保する。</p> <p>1: 安定化センター各GMが運用する業務を除く。なお、当直長は、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、安定化センター各GMが業務を行うために連絡する必要があると判断した場合には、安定化センター各GMに連絡を行う。</p>		1 / 2 / 3 / 4号炉	1班あたりの人数	6名以上	<p>・保安検査における気付き事項の反映に伴う変更</p> <p>・当直長の一人化に伴う変更</p> <p>・保安検査における気付き事項の反映に伴う変更</p>
	1 / 2号炉	3 / 4号炉										
1班あたりの人数	3名以上	3名以上										
	1 / 2 / 3 / 4号炉											
1班あたりの人数	6名以上											

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																
<p>(巡視点検) 第127条 安定化センター各GM又は各GMは、本章で定める各設備等について、表127に定めるマニュアルに基づき、定期的に巡視又は点検を行うとともに、火災の有無を確認する。</p> <p>表127</p> <table border="1" data-bbox="127 478 1216 800"> <thead> <tr> <th>マニュアル名称</th> <th>関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第138条, 第139条, 第142条, 第144条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第145条, 第146条, 第149条</td> </tr> <tr> <td>NM-51-6 状態管理マニュアル</td> <td>第140条, 第141条, 第147条, 第148条</td> </tr> </tbody> </table>	マニュアル名称	関連条文	FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条, 第139条, 第142条, 第144条	FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条	NM-51-6 状態管理マニュアル	第140条, 第141条, 第147条, 第148条	<p>(巡視点検) 第127条 安定化センター各GM又は各GMは、本章で定める各設備等について、表127に定めるマニュアルに基づき、定期的に巡視又は点検を行うとともに、火災の有無を確認する。</p> <p>表127</p> <table border="1" data-bbox="1353 478 2436 842"> <thead> <tr> <th>マニュアル名称</th> <th>関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第144条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第145条, 第146条, 第149条</td> </tr> <tr> <td>NM-51-6 状態管理マニュアル</td> <td>第138条, 第139条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第147条, 第148条</td> </tr> </tbody> </table>	マニュアル名称	関連条文	FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第144条	FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条	NM-51-6 状態管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第147条, 第148条	<p>・原子炉注水設備等の移管に伴う変更</p> <p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p>
マニュアル名称	関連条文																	
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条, 第139条, 第142条, 第144条																	
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条																	
NM-51-6 状態管理マニュアル	第140条, 第141条, 第147条, 第148条																	
マニュアル名称	関連条文																	
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第144条																	
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条																	
NM-51-6 状態管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第147条, 第148条																	

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(地震発生時等の対応)</p> <p>第130条</p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、地震・火災が発生した場合は、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」又は「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、次の措置を講じるとともに、その結果を安定化センター所長、所長及び主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測¹された場合は、地震終了後に本章で定める各設備等の損傷の有無及び火災発生の有無を確認する。</p> <p>(2) 本章で定める各設備等に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼防止に努め、鎮火後本章で定める各設備等の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 安定化センター各GM又は各GMは、山火事、台風、津波等の影響により、本章で定める各設備等に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、第一運転管理部長に報告する。第一運転管理部長は、安定化センター所長、所長、主任技術者、安定化センター各GM及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて設備の健全性を維持するための措置について協議する。</p> <p>1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p>	<p>(地震発生時等の対応)</p> <p>第130条</p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、地震・火災が発生した場合は、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」、「FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル」及び「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき、次の措置を講じるとともに、その結果を安定化センター所長、所長及び主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測¹された場合は、地震終了後に本章で定める各設備等の損傷の有無及び火災発生の有無を確認する。</p> <p>(2) 本章で定める各設備等に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼防止に努め、鎮火後本章で定める各設備等の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 安定化センター各GM又は各GMは、山火事、台風、津波等の影響により、本章で定める各設備等に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、第一運転管理部長に報告する。第一運転管理部長は、安定化センター所長、所長、主任技術者、安定化センター各GM及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて設備の健全性を維持するための措置について協議する。</p> <p>1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p>	<p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p> <p>・その他記載の適正化</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考												
<p>(異常時のための措置)</p> <p>第131条</p> <p>原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17・1F-S1-001 防火管理要領」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 冷却第一GMは、原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、表131-1に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 冷却第一GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 冷却第一GMは、表131-1に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 冷却第一GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表131-1</p> <table border="1" data-bbox="166 884 1136 978"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>関連条文</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td> <td>第138条</td> <td>6台</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17・1F-S1-001 防火管理要領」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 冷却第三GMは、使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、表131-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 冷却第三GMは、表131-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要なコンクリートポンプ車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(4) 冷却第三GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)及び(3)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(5) 冷却第三GMは、表131-2に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(6) 冷却第三GMは、表131-2に示すコンクリートポンプ車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(7) 冷却第三GMは、(1)、(4)、(5)及び(6)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	設備	関連条文	台数	消防車	第138条	6台	<p>(異常時のための措置)</p> <p>第131条</p> <p>原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17・1F-S1-001 福島第一原子力発電所 防火管理要領」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 冷却第一GM及び当直長は、原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、表131-1に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 冷却第一GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 冷却第一GMは、表131-1に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 冷却第一GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について、<u>当直長は、(1)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>表131-1</p> <table border="1" data-bbox="1383 884 2353 978"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>関連条文</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td> <td>第138条</td> <td>6台</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17・1F-S1-001 福島第一原子力発電所 防火管理要領」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 冷却第三GMは、使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、表131-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 冷却第三GMは、表131-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要なコンクリートポンプ車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(4) 冷却第三GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)及び(3)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(5) 冷却第三GMは、表131-2に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(6) 冷却第三GMは、表131-2に示すコンクリートポンプ車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(7) 冷却第三GMは、(1)、(4)、(5)及び(6)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	設備	関連条文	台数	消防車	第138条	6台	<p>・その他記載の適正化</p> <p>・原子炉注水設備等の移管に伴う変更</p> <p>・その他記載の適正化</p>
設備	関連条文	台数												
消防車	第138条	6台												
設備	関連条文	台数												
消防車	第138条	6台												

変更前	変更後	備 考																		
<p>表131-2</p> <table border="1" data-bbox="166 254 1136 394"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>関連条文</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td> <td>第140条, 第141条</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>コンクリートポンプ車</td> <td>第140条, 第141条</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 電気設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 電気第一GMは、電気設備について異常時の措置の活動（電源車の使用）を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 電気第一GMは、表131-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 電気第一GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 電気第一GMは、表131-3に示す電源車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 電気第一GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	設 備	関連条文	台 数	消防車	第140条, 第141条	1台	コンクリートポンプ車	第140条, 第141条	1台	<p>表131-2</p> <table border="1" data-bbox="1383 254 2353 394"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>関連条文</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td> <td>第140条, 第141条</td> <td>1台¹</td> </tr> <tr> <td>コンクリートポンプ車</td> <td>第140条, 第141条</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>1：使用済燃料共用プール設備と共用</u></p> <p>3. 電気設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」、「NM-51-14 定例試験マニュアル」及び「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 電気第一GMは、電気設備について異常時の措置の活動（電源車の使用）を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 電気第一GMは、表131-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) <u>当直長は、表131-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な所内共通ディーゼル発電機²の動作確認を1ヶ月に1回行う。</u></p> <p>(4) 電気第一GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(5) 電気第一GMは、表131-3に示す電源車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(6) <u>当直長は、表131-3に示す所内共通ディーゼル発電機²を操作するために必要な要員を確保する。</u></p> <p>(7) 電気第一GMは、(1)、(4)及び(5)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	設 備	関連条文	台 数	消防車	第140条, 第141条	1台 ¹	コンクリートポンプ車	第140条, 第141条	1台	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p> <p>・設備の運用開始又は復旧に伴う変更</p>
設 備	関連条文	台 数																		
消防車	第140条, 第141条	1台																		
コンクリートポンプ車	第140条, 第141条	1台																		
設 備	関連条文	台 数																		
消防車	第140条, 第141条	1台 ¹																		
コンクリートポンプ車	第140条, 第141条	1台																		
<p>表131-3</p> <table border="1" data-bbox="166 1245 1136 1344"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>関連条文</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>第147条</td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table>	設 備	関連条文	台 数	電源車	第147条	2台	<p>表131-3</p> <table border="1" data-bbox="1383 1245 2353 1430"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>関連条文</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>第147条</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td><u>所内共通ディーゼル発電機²</u></td> <td><u>第147条</u></td> <td><u>1台</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2：「所内共通ディーゼル発電機」とは、4号炉B系ディーゼル発電機をいう。以下、第147条において同じ。</u></p>	設 備	関連条文	台 数	電源車	第147条	2台	<u>所内共通ディーゼル発電機²</u>	<u>第147条</u>	<u>1台</u>				
設 備	関連条文	台 数																		
電源車	第147条	2台																		
設 備	関連条文	台 数																		
電源車	第147条	2台																		
<u>所内共通ディーゼル発電機²</u>	<u>第147条</u>	<u>1台</u>																		

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考						
	<p>4. 使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、「FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17・1F-S1-001 福島第一原子力発電所 防火管理要領」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 機械第三GMは、使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、表131-4に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。</p> <p>(3) 機械第三GMは、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 機械第三GMは、表131-4に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</p> <p>(5) 機械第三GMは、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>表131-4</p> <table border="1" data-bbox="1389 793 2359 888"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>関連条文</th> <th>台 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車</td> <td>第140条の2</td> <td>1台³</td> </tr> </tbody> </table> <p>3：使用済燃料プール循環冷却設備と共用</p>	設 備	関連条文	台 数	消防車	第140条の2	1台 ³	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>
設 備	関連条文	台 数						
消防車	第140条の2	1台 ³						

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考																								
<p>(保守管理) 第132条 安定化センター各GM又は各GMは、表132に定めるマニュアルに基づき、設備又は機器の単位ごとに保全方式¹及び保全方法²を定めた保全計画(必要に応じて消耗品等の準備を含む)を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。また、作業管理は「NQ-51-8 作業管理マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>1：時間基準保全、状態基準保全又は事後保全をいう。 2：保全方式にあわせた保全方法を定める。なお、事後保全における保全方法とは、運転管理上の巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施することをいう。</p> <p>表132</p> <table border="1" data-bbox="124 793 1213 1203"> <thead> <tr> <th>マニュアル名称</th> <th>関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第144条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第145条, 第146条, 第149条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</td> <td>第147条, 第148条</td> </tr> <tr> <td>NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領</td> <td>第148条</td> </tr> </tbody> </table>	マニュアル名称	関連条文	FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第144条	FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条	FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条, 第148条	NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条	<p>(保守管理) 第132条 安定化センター各GM又は各GMは、表132に定めるマニュアルに基づき、設備又は機器の単位ごとに保全方式¹及び保全方法²を定めた保全計画(必要に応じて消耗品等の準備を含む)を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。また、作業管理は「NQ-51-8 作業管理マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>1：時間基準保全、状態基準保全又は事後保全をいう。 2：保全方式にあわせた保全方法を定める。なお、事後保全における保全方法とは、運転管理上の巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施することをいう。</p> <p>表132</p> <table border="1" data-bbox="1347 793 2436 1386"> <thead> <tr> <th>マニュアル名称</th> <th>関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第144条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第145条, 第146条, 第149条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</td> <td>第147条, 第148条</td> </tr> <tr> <td>NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領</td> <td>第148条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・PI-002 計装・通信設備の保守管理マニュアル</td> <td>第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル</td> <td>第140条の2</td> </tr> </tbody> </table>	マニュアル名称	関連条文	FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第144条	FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条	FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条, 第148条	NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条	FS-57・PI-002 計装・通信設備の保守管理マニュアル	第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条	FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	第140条の2	<p>・その他記載の適正化</p> <p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p>
マニュアル名称	関連条文																									
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第144条																									
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条																									
FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条, 第148条																									
NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条																									
マニュアル名称	関連条文																									
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第144条																									
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条																									
FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条, 第148条																									
NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条																									
FS-57・PI-002 計装・通信設備の保守管理マニュアル	第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条																									
FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	第140条の2																									

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(原子炉注水系) 第138条</p> <p>原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系¹は表138-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 原子炉注水系の保全作業又は電源停止作業のために、計画的に常用原子炉注水系を一時停止し、非常用原子炉注水系により注水する場合。</p> <p>(2) 原子炉注水系のポンプ切替時の流量調整又は流量変更時のオーバーシュートにより、一時的に注水量増加量が1.0m³/hを超えた場合</p> <p>(3) ほう酸水注入前後のポンプ水源切替に伴い、一時的に原子炉注水系を停止する場合</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、原子炉注水系を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し、その結果を冷却第一GM及び品質・安全GMに通知する。</p> <p>(2) 品質・安全GMは、注水量の変更が必要な場合は、原子炉の状態に応じ、原子炉の冷却に必要な注水量を評価し、冷却第一GMに通知する。</p> <p>(3) 冷却第一GMは、原子炉注水系を運転し、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するとともに、運転している常用原子炉注水系及び必要な注水量を当直長に通知する。</p> <p>(4) 当直長は、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を冷却第一GM及び品質・安全GMに通知する。</p> <p>(5) 冷却第一GMは、原子炉注水系の各設備について、表138-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 冷却第一GMは、原子炉注水系が第1項で定める運転上の制限(原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度を除く)を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。また、品質・安全GMは、原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。</p> <p>1: 原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは、高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ポンプ及びCST炉注水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)の2系列をいう。</p>	<p>(原子炉注水系) 第138条</p> <p>原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系¹は表138-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 原子炉注水系の保全作業又は電源停止作業のために、計画的に常用原子炉注水系を一時停止し、非常用原子炉注水系により注水する場合。</p> <p>(2) 原子炉注水系のポンプ切替時の流量調整又は流量変更時のオーバーシュートにより、一時的に注水量増加量が1.0m³/hを超えた場合</p> <p>(3) ほう酸水注入前後のポンプ水源切替に伴い、一時的に原子炉注水系を停止する場合</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」、「NM-51-5 運転操作マニュアル」、「NM-51-6 状態管理マニュアル」及び「NM-51-14 定例試験マニュアル」に基づき、原子炉注水系を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し、その結果を品質・安全GMに通知する。</p> <p>(2) 品質・安全GMは、注水量の変更が必要な場合は、原子炉の状態に応じ、原子炉の冷却に必要な注水量を評価し、当直長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、原子炉注水系を運転し、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するとともに、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を品質・安全GMに通知する。</p> <p>(4) 当直長は、原子炉注水系の各設備について、表138-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉注水系が第1項で定める運転上の制限(原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度を除く)を満足していないと判断した場合、「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。また、品質・安全GMは、原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。</p> <p>1: 原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは、常用高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ポンプ及びCST炉注水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)の2系列をいう。</p>	<p>・原子炉注水設備等の移管に伴う変更</p> <p>・その他記載の適正化</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前		変更後		備考																								
<p>表138-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉压力容器底部温度</td> <td>80 以下²</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>全体的に著しい温度上昇傾向²がないこと</td> </tr> <tr> <td>常用原子炉注水系</td> <td>原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること</td> </tr> <tr> <td>待機中の非常用原子炉注水系</td> <td>1系列が動作可能であること³</td> </tr> <tr> <td>任意の24時間あたりの注水量増加幅</td> <td>1.0m³/h以下⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p>2：原子炉压力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、品質・安全GMが、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>3：1系列が動作可能であることとは原子炉の冷却に必要な注水量を確保するために必要となるポンプ台数が動作可能であることをいう。</p> <p>4：注水量の増加後において、操作を伴わずに注水量が変動した場合は除く。</p>		項目	運転上の制限	原子炉压力容器底部温度	80 以下 ²	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ² がないこと	常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること	待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること ³	任意の24時間あたりの注水量増加幅	1.0m ³ /h以下 ⁴	<p>表138-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉压力容器底部温度</td> <td>80 以下²</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>全体的に著しい温度上昇傾向²がないこと</td> </tr> <tr> <td>常用原子炉注水系</td> <td>原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること</td> </tr> <tr> <td>待機中の非常用原子炉注水系</td> <td>1系列が動作可能であること³</td> </tr> <tr> <td>任意の24時間あたりの注水量増加幅</td> <td>1.0m³/h以下⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p>2：原子炉压力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、品質・安全GMが、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>3：1系列が動作可能であることとは原子炉の冷却に必要な注水量を確保するために必要となるポンプ台数が動作可能であることをいう。</p> <p>4：<u>以下の場合を除く。</u> <u>注水量の増加後において、操作を伴わずに注水量が変動した場合。</u> <u>未臨界維持に必要なほう酸水注入後に注水量を増加させた場合。なお、至近のほう酸水注入後に実施した注水量増加を起点として、24時間以内に注水量を増加する場合は、1.0m³/h以下であっても、その都度ほう酸水を注入する。</u></p>		項目	運転上の制限	原子炉压力容器底部温度	80 以下 ²	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ² がないこと	常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること	待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること ³	任意の24時間あたりの注水量増加幅	1.0m ³ /h以下 ⁴	<p>・運転経験に基づく運転上の制限の明確化</p>
項目	運転上の制限																											
原子炉压力容器底部温度	80 以下 ²																											
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ² がないこと																											
常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること																											
待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること ³																											
任意の24時間あたりの注水量増加幅	1.0m ³ /h以下 ⁴																											
項目	運転上の制限																											
原子炉压力容器底部温度	80 以下 ²																											
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ² がないこと																											
常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること																											
待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること ³																											
任意の24時間あたりの注水量増加幅	1.0m ³ /h以下 ⁴																											
<p>表138-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用高台炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	1. 非常用高台炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>表138-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用高台炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	1. 非常用高台炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回													
項目	頻度																											
1. 非常用高台炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																											
2. 純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																											
項目	頻度																											
1. 非常用高台炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																											
2. 純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																											

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前			変更後			備考
表138-3			表138-3			
条件	要求される措置 ⁵	完了時間	条件	要求される措置 ⁵	完了時間	
A .原子炉压力容器底部温度又は格納容器内温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 .当該温度について運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	A .原子炉压力容器底部温度又は格納容器内温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1 .当該温度について運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	
B .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B 1 .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足するように注水量を増加する又は待機中の原子炉注水ポンプを起動する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後 1時間	B .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B 1 .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足するように注水量を増加する又は待機中の原子炉注水ポンプを起動する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後 1時間	
C .待機中の非常用原子炉注水系が1系列もない場合	C 1 .非常用原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	C .待機中の非常用原子炉注水系が1系列もない場合	C 1 .非常用原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
D .任意の24時間あたりの注水量増加幅が運転上の制限を満足していないと判断した場合	D 1 .任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	D .任意の24時間あたりの注水量増加幅が運転上の制限を満足していないと判断した場合	D 1 .任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	
E .条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1 .原子炉への注水手段を確保し,注水する措置を開始する。	速やかに	E .条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1 .原子炉への注水手段を確保し,注水する措置を開始する。	速やかに	
5 : 要求される措置として注水量を増加させる場合は,任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限とせず,注水量を元に戻すことを優先し,注水量の増加後に未臨界であることを確認すること。			5 : 要求される措置として注水量を増加させる場合は,任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限とせず,注水量を元に戻すことを優先し,注水量の増加後に未臨界であることを確認する。			・その他記載の適正化

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考																				
<p>(非常用水源)</p> <p>第139条 非常用水源(ろ過水タンク及び純水タンク)は,表139-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,非常用水源を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。</p> <p>(1) 発電GMは,非常用水源の保有水量(タンク水位)を1ヶ月に1回確認し,その結果を冷却第一GMに通知する。</p> <p>3. 冷却第一GMは,非常用水源の水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,表139-3の措置を講じる。</p> <p>表139-1</p> <table border="1" data-bbox="142 884 1181 1024"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用水源</td> <td>表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表139-2</p> <table border="1" data-bbox="127 1115 1181 1205"> <thead> <tr> <th></th> <th>ろ過水タンク1基¹</th> <th>純水タンク1基²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有水量(タンク水位)</td> <td>916m³(1.9m)以上</td> <td>663m³(4.6m)以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1:ろ過水タンク1基とはNo.1ろ過水タンク, No.2ろ過水タンクのうち,いずれか1基をいう 2:純水タンク1基とはNo.1純水タンク, No.2純水タンクのうち,いずれか1基をいう</p> <p>(省略)</p>	項 目	運転上の制限	非常用水源	表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること		ろ過水タンク1基 ¹	純水タンク1基 ²	保有水量(タンク水位)	916m ³ (1.9m)以上	663m ³ (4.6m)以上	<p>(非常用水源)</p> <p>第139条 非常用水源(ろ過水タンク及び純水タンク)は,表139-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき,非常用水源を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。</p> <p>(1) 発電GMは,非常用水源の保有水量(タンク水位)を1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 発電GMは,非常用水源の水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,冷却第一GMに報告し,冷却第一GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,表139-3の措置を講じる。</p> <p>表139-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 884 2398 1024"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用水源</td> <td>表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表139-2</p> <table border="1" data-bbox="1344 1115 2398 1205"> <thead> <tr> <th></th> <th>ろ過水タンク1基¹</th> <th>純水タンク1基²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有水量(タンク水位)</td> <td>916m³(1.9m)以上</td> <td>663m³(4.6m)以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1:ろ過水タンク1基とはNo.1ろ過水タンク, No.2ろ過水タンクのうち,いずれか1基をいう。 2:純水タンク1基とはNo.1純水タンク, No.2純水タンクのうち,いずれか1基をいう。</p> <p>(省略)</p>	項 目	運転上の制限	非常用水源	表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること		ろ過水タンク1基 ¹	純水タンク1基 ²	保有水量(タンク水位)	916m ³ (1.9m)以上	663m ³ (4.6m)以上	<p>・原子炉注水設備等の移管に伴う変更</p> <p>・その他記載の適正化</p>
項 目	運転上の制限																					
非常用水源	表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること																					
	ろ過水タンク1基 ¹	純水タンク1基 ²																				
保有水量(タンク水位)	916m ³ (1.9m)以上	663m ³ (4.6m)以上																				
項 目	運転上の制限																					
非常用水源	表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること																					
	ろ過水タンク1基 ¹	純水タンク1基 ²																				
保有水量(タンク水位)	916m ³ (1.9m)以上	663m ³ (4.6m)以上																				

変更前	変更後	備考															
(なし)	<p>(使用済燃料共用プールの水位及び水温)</p> <p>第140条の2 使用済燃料共用プールの水位及び水温は、表140の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、使用済燃料共用プールの水位及び水温を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電GMは、使用済燃料共用プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料共用プールの水温が65 以下であることを毎日1回確認する。</p> <p>3. 発電GMは、使用済燃料共用プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル」に基づき、表140の2-2の措置を講じる。</p> <p>表140の2-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 884 2243 1115"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料共用プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料共用プールの水温</td> <td>65 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表140の2-2</p> <table border="1" data-bbox="1347 1205 2436 1703"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料共用プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料共用プールの水温が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料共用プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料共用プールの水温	65 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料共用プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに	B. 使用済燃料共用プールの水温が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>
項目	運転上の制限																
使用済燃料共用プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																
使用済燃料共用プールの水温	65 以下																
条件	要求される措置	完了時間															
A. 使用済燃料共用プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに															
B. 使用済燃料共用プールの水温が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。	速やかに															

変更前	変更後	備考																								
<p>(使用済燃料プール一次系系統の漏えい監視)</p> <p>第141条 使用済燃料プール一次系系統は、表141-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、使用済燃料プール一次系系統を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、使用済燃料プール一次系系統に異常な漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はスキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。</p> <p>(2)当直長は、(1)において漏えいのおそれがあると判断した場合には、使用済燃料プール一次系系統の巡視を行う。</p> <p>3.当直長は、使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、冷却第三GMに報告し、冷却第三GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表141-2の措置を講じる。</p> <p>表141-1</p> <table border="1" data-bbox="142 972 1202 1110"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール一次系系統</td> <td>一次系系統の異常な漏えい¹がないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>1:「異常な漏えい」とは、使用済燃料プールからの自然蒸発や使用済燃料プール水の収縮(温度低下による体積の減少)によるスキマサージタンク水位低下を超えるような水位低下現象をいう。</p> <p>表141-2</p> <table border="1" data-bbox="127 1379 1213 1698"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A.使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>A1.使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A2.使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料プール一次系系統	一次系系統の異常な漏えい ¹ がないこと	条件	要求される措置	完了時間	A.使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1.使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。	速やかに	及び A2.使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに	<p>(使用済燃料プール一次系系統の漏えい監視)</p> <p>第141条 使用済燃料プール一次系系統は、表141-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、使用済燃料プール一次系系統を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1)当直長は、使用済燃料プール一次系系統に異常な漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はスキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。</p> <p>(2)当直長は、(1)において漏えいのおそれがあると判断した場合には、使用済燃料プール一次系系統の巡視を行う。</p> <p>3.当直長は、使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、冷却第三GMに報告し、冷却第三GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表141-2の措置を講じる。</p> <p>表141-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 972 2418 1110"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール一次系系統</td> <td>一次系系統の異常な漏えい¹がないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>1:「異常な漏えい」とは、使用済燃料プールからの自然蒸発や使用済燃料プール水の収縮(温度低下による体積の減少)によるスキマサージタンク水位低下を超えるような水位低下現象をいう。また、現場の巡視点検等において、<u>隔離が不可能であり、かつ漏えい拡大防止の措置が困難と判断される漏えいが確認された場合も含む。</u></p> <p>表141-2</p> <table border="1" data-bbox="1344 1379 2430 1698"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A.使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>A1.使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A2.使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料プール一次系系統	一次系系統の異常な漏えい ¹ がないこと	条件	要求される措置	完了時間	A.使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1.使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。	速やかに	及び A2.使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに	<p>・運転経験に基づく運転上の制限の明確化</p>
項目	運転上の制限																									
使用済燃料プール一次系系統	一次系系統の異常な漏えい ¹ がないこと																									
条件	要求される措置	完了時間																								
A.使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1.使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。	速やかに																								
	及び A2.使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに																								
項目	運転上の制限																									
使用済燃料プール一次系系統	一次系系統の異常な漏えい ¹ がないこと																									
条件	要求される措置	完了時間																								
A.使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1.使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。	速やかに																								
	及び A2.使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに																								

変更前	変更後	備 考																										
<p>(ほう酸水注入設備) 第142条 原子炉の状態を維持するにあたって、ほう酸水注入設備は、表142-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の期間は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 (1)ほう酸水の注入準備から、注入後の表142-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお、注入後は、速やかに表142-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。</p> <p>2.「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、ほう酸水注入設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)放射線・化学管理GMは、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を冷却第一GMに通知する。 (2)冷却第一GMは、ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3.冷却第一GMは、ほう酸水注入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表142-2の措置を講じる。</p> <p>表142-1</p> <table border="1" data-bbox="163 1108 1181 1249"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入設備</td> <td>ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表142-2</p> <table border="1" data-bbox="163 1339 1181 1705"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合</td> <td>A1.ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。</td> <td>速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間</td> </tr> <tr> <td>B.条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1.ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項 目	運転上の制限	ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること	条 件	要求される措置	完了時間	A.ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合	A1.ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間	B.条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに	<p>(ほう酸水注入設備) 第142条 原子炉の状態を維持するにあたって、ほう酸水注入設備は、表142-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の期間は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 (1)ほう酸水の注入準備から、注入後の表142-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお、注入後は、速やかに表142-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。</p> <p>2.「NM-51-5 運転操作マニュアル」、「NM-51-14 定例試験マニュアル」及び「NM-51-30 水質管理マニュアル」に基づき、ほう酸水注入設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)放射線・化学管理GMは、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。 (2)当直長は、ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3.当直長は、ほう酸水注入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき、表142-2の措置を講じる。</p> <p>表142-1</p> <table border="1" data-bbox="1380 1150 2398 1291"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入設備</td> <td>ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表142-2</p> <table border="1" data-bbox="1380 1381 2398 1747"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合</td> <td>A1.ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。</td> <td>速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間</td> </tr> <tr> <td>B.条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1.ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項 目	運転上の制限	ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること	条 件	要求される措置	完了時間	A.ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合	A1.ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間	B.条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに	<p>・原子炉注水設備等の移管に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																											
ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること																											
条 件	要求される措置	完了時間																										
A.ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合	A1.ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間																										
B.条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに																										
項 目	運転上の制限																											
ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること																											
条 件	要求される措置	完了時間																										
A.ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合	A1.ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間																										
B.条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに																										

変更前	変更後	備 考
<p>(未臨界監視) 第143条 原子炉の未臨界を維持するにあたって、<u>1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器、2号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度、原子炉压力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率、3号炉の原子炉压力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率は、表143-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p>2. <u>1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器、2号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度、原子炉压力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率、3号炉の原子炉压力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」(本条文においては、以下「当該マニュアル」という。)に基づき、1号炉においては次の(1)及び(2)を実施し、2号炉においては次の(3)、(4)、(5)及び(6)を実施し、3号炉においては次の(3)、(4)及び(6)を実施する。</u></p> <p>(1) 当直長は、<u>1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度を、1時間に1回確認する。</u></p> <p>(2) 当直長は、<u>1号炉の原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作不能でないことを(1)の指示により1時間に1回確認する。</u></p> <p>(3) 当直長は、<u>定められた計器の指示値における原子炉压力容器底部の温度 1を、1時間に1回記録し、記録から求めた温度上昇率が表143-2の制限値を超えた場合には、速やかにその結果を品質・安全GMに通知する。</u></p> <p>(4) 放射線安全GMは、<u>モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率 1を1時間に1回記録し、空間線量率が表143-2の制限値を超えた場合には、速やかにその結果を品質・安全GMに通知する。</u></p> <p>(5) 作業放射線管理GMは、<u>2号炉の原子炉格納容器ガス管理設備で採取した原子炉格納容器内ガスの放射能分析により短半減期核種の放射能濃度を1週間に1回記録し、その結果を品質・安全GMに通知する。</u></p> <p>(6) 品質・安全GMは、<u>(3)、(4)又は(5)の通知を受けた場合、その結果を評価し、運転上の制限を満足していることを確認 2する。</u></p>	<p>(未臨界監視) 第143条 原子炉の未臨界を維持するにあたって、<u>原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器は表143-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。</u></p> <p>2. 前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、<u>次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) 当直長は、<u>原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度を、1時間に1回確認する。</u></p> <p>(2) 当直長は、<u>原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作可能であることを1時間に1回確認する。</u></p>	<p>・設備の運用開始又は復旧に伴う変更</p> <p>・その他記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考																				
<p>3. 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度（1号炉のみ）が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、冷却第一GMに報告し、冷却第一GMは当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。また、当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。</p> <p>品質・安全GMは、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度（2号炉のみ）、原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト又は可搬型モニタリングポストの空間線量率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、冷却第一GMに報告し、冷却第一GMは当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。</p> <p>1：故障等により測定不能となった場合は除く。ただし、この場合においては、速やかに修理又は代用品を補充する措置あるいは代替手段で監視する措置を開始すること。</p> <p>2：次のいずれかの条件に該当し、再臨界に至っていないと判断できる場合を除く。</p> <p>原子炉注水系の注水量の減少等に伴う原子炉圧力容器底部温度の上昇 天候等に伴う空間線量率の上昇</p> <p>表143-1</p> <p>1. 1号炉</p> <table border="1" data-bbox="201 1018 1196 1207"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短半減期核種の放射能濃度</td> <td>表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器</td> <td>1チャンネルが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="201 1291 1196 1627"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短半減期核種の放射能濃度</td> <td>表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器底部の温度上昇率</td> <td>評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率</td> <td>評価した空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること	原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器	1チャンネルが動作可能であること	項目	運転上の制限	短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること	原子炉圧力容器底部の温度上昇率	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること	モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること	<p>3. 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度又は原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、表143-2の措置を講じる。</p> <p>表143-1</p> <table border="1" data-bbox="1424 1018 2418 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短半減期核種の放射能濃度</td> <td>キセノン135の放射能濃度が1Bq/cm³以下であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器</td> <td>1チャンネルが動作可能であること¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>1：動作可能であることとは、原子炉格納容器内のガスが原子炉格納容器ガス管理設備内に通気され、短半減期核種の放射能濃度が監視可能であることをいう。</p>	項目	運転上の制限	短半減期核種の放射能濃度	キセノン135の放射能濃度が1Bq/cm ³ 以下であること	原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器	1チャンネルが動作可能であること ¹	<p>・設備の運用開始又は復旧に伴う変更</p> <p>・原子炉注水設備等の移管に伴う変更</p> <p>・その他記載の適正化</p> <p>・運転経験に基づく運転上の制限の明確化</p> <p>・設備の運用開始又は復旧に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																					
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること																					
原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器	1チャンネルが動作可能であること																					
項目	運転上の制限																					
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること																					
原子炉圧力容器底部の温度上昇率	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること																					
モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること																					
項目	運転上の制限																					
短半減期核種の放射能濃度	キセノン135の放射能濃度が1Bq/cm ³ 以下であること																					
原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器	1チャンネルが動作可能であること ¹																					

変更前	変更後	備 考																												
<p>3.3号炉</p> <table border="1" data-bbox="201 254 1196 531"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉压力容器底部の温度上昇率</td> <td>評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率</td> <td>評価した空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表143-2</p> <p>1.1号炉</p> <table border="1" data-bbox="201 667 1196 762"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短半減期核種の放射能濃度</td> <td>Xe135 1Bq/cc 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2号炉</p> <table border="1" data-bbox="201 852 1196 1224"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短半減期核種の放射能濃度</td> <td>Xe135 1Bq/cc 以下</td> </tr> <tr> <td>原子炉压力容器底部の温度上昇率</td> <td>3.6 /h 以下及び 14.0 /d 以下</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポストの空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³+2µSv/h) 以下</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³+2µSv/h) 以下⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.3号炉</p> <table border="1" data-bbox="201 1314 1196 1640"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉压力容器底部の温度上昇率</td> <td>3.6 /h 以下及び 15.2 /d 以下</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポストの空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³+2µSv/h) 以下</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの空間線量率</td> <td>(バックグラウンド³+2µSv/h) 以下⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p>3：雨天等の降下を除いた至近の空間線量率をバックグラウンドとする。</p> <p>4：事務本館南側の当該可搬型モニタリングポストは、周囲の線量が高いため、未臨界判断基準として、(バックグラウンド+5µSv/h) 以下とする。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉压力容器底部の温度上昇率	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること	モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること	項 目	制限値	短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下	項 目	制限値	短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下	原子炉压力容器底部の温度上昇率	3.6 /h 以下及び 14.0 /d 以下	モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h) 以下	可搬型モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h) 以下 ⁴	項 目	制限値	原子炉压力容器底部の温度上昇率	3.6 /h 以下及び 15.2 /d 以下	モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h) 以下	可搬型モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h) 以下 ⁴		<p>・設備の運用開始又は復旧に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																													
原子炉压力容器底部の温度上昇率	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値以下であること																													
モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値以下であること																													
項 目	制限値																													
短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下																													
項 目	制限値																													
短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下																													
原子炉压力容器底部の温度上昇率	3.6 /h 以下及び 14.0 /d 以下																													
モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h) 以下																													
可搬型モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h) 以下 ⁴																													
項 目	制限値																													
原子炉压力容器底部の温度上昇率	3.6 /h 以下及び 15.2 /d 以下																													
モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h) 以下																													
可搬型モニタリングポストの空間線量率	(バックグラウンド ³ +2µSv/h) 以下 ⁴																													

変更前			変更後			備考																					
表143-3 1. 1号炉			表143-2			・設備の運用開始又は復旧に伴う変更 ・その他記載の適正化																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合</td> <td>B 1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率, モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し, その結果を, <u>当該マニュアルに基づき</u>, 品質・安全GMに通知する。 及び B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに その後 1時間に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を実施中に, 未臨界であることが確認できない場合</td> <td>C 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。		速やかに	B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B 1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率, モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し, その結果を, <u>当該マニュアルに基づき</u> , 品質・安全GMに通知する。 及び B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回	C. 条件Bで要求される措置を実施中に, 未臨界であることが確認できない場合	C 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合</td> <td>B 1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率, モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し, その結果を品質・安全GMに通知する。 及び B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに その後 1時間に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を実施中に, 未臨界であることが確認できない場合</td> <td>C 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B 1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率, モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し, その結果を品質・安全GMに通知する。 及び B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回	C. 条件Bで要求される措置を実施中に, 未臨界であることが確認できない場合	C 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																									
B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B 1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率, モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し, その結果を, <u>当該マニュアルに基づき</u> , 品質・安全GMに通知する。 及び B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回																									
C. 条件Bで要求される措置を実施中に, 未臨界であることが確認できない場合	C 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																									
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																									
B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B 1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率, モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し, その結果を品質・安全GMに通知する。 及び B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回																									
C. 条件Bで要求される措置を実施中に, 未臨界であることが確認できない場合	C 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																									
2. 2号炉						・設備の運用開始又は復旧に伴う変更																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。		速やかに																				
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																									
3. 3号炉																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																					
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																									

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(窒素ガス封入設備)</p> <p>第144条</p> <p>原子炉格納容器の機能を維持するにあたって、窒素ガス封入設備は、表144-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 窒素ガス分離装置の点検、電源停止等のために、計画的に窒素ガス分離装置を一時停止し、高台窒素ガス分離装置により窒素ガスを封入する場合。</p> <p>(2) 運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において、速やかに当該又は他の窒素ガス分離装置を起動させた場合。</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、窒素ガス封入設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 品質・安全GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、冷却第二GMに通知する。</p> <p>(2) 冷却第二GMは、必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。</p> <p>(3) 冷却第二GMは、運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。</p> <p>(4) 冷却第二GMは、表144-2に定める事項を確認する。</p>	<p>(格納容器内の不活性雰囲気維持機能)</p> <p>第144条</p> <p>格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、窒素ガス封入設備は、表144-1で定める事項を運転上の制限とする。また、格納容器内の水素濃度の監視として、格納容器内水素濃度は表144-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、窒素ガス封入設備に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 窒素ガス封入設備の点検、電源停止等のために、計画的に窒素ガス封入設備を一時停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する場合。</p> <p>(2) 運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において、速やかに当該窒素ガス分離装置を再起動した場合又は他の窒素ガス分離装置に切り替えた場合。なお、窒素ガス分離装置を再起動する又は他の窒素ガス分離装置に切り替えるまでの間においては、当直長は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する。</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 品質・安全GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、冷却第二GMに通知する。</p> <p>(2) 冷却第二GMは、必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。</p> <p>(3) 冷却第二GMは、運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。</p> <p>(4) 冷却第二GMは、表144-2に定める事項を確認する。</p> <p>(5) 品質・安全GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表144-1に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気のインリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、冷却第二GMに通知する。</p> <p>(6) 冷却第二GMは、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する¹。</p> <p>1: 原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。</p> <p>冷却第二GMは、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。</p> <p>冷却第二GMは、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。</p> <p>品質・安全GMは、格納容器内水素濃度を評価し、冷却第二GMに通知する。</p> <p>冷却第二GMは、格納容器内水素濃度の評価結果が、表144-1の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。</p> <p>冷却第二GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p> <p>・その他記載の適正化</p> <p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																							
<p>3. 冷却第二GMは、窒素ガス封入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表144-3の措置を講じる。</p> <p>表144-1</p> <table border="1" data-bbox="142 525 1202 709"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ガス封入設備</td> <td>窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表144-2</p> <table border="1" data-bbox="127 888 1213 1024"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表144-3</p> <table border="1" data-bbox="127 1115 1213 1568"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合(ただし、速やかに窒素ガス分離装置を起動させた場合を除く)</td> <td>A1. 高台窒素ガス分離装置を運転状態とする措置を開始する。 及び A2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 高台窒素ガス分離装置が動作不能の場合</td> <td>B1. 高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	窒素ガス封入設備	窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること	項目	頻度	高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合(ただし、速やかに窒素ガス分離装置を起動させた場合を除く)	A1. 高台窒素ガス分離装置を運転状態とする措置を開始する。 及び A2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに	B. 高台窒素ガス分離装置が動作不能の場合	B1. 高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>3. 冷却第二GMは、窒素ガス封入設備又は格納容器内水素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表144-3の措置を講じる。</p> <p>表144-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 525 2418 800"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ガス封入設備</td> <td>窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>格納容器内水素濃度</td> <td>2.5%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表144-2</p> <table border="1" data-bbox="1344 888 2430 1024"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表144-3</p> <table border="1" data-bbox="1344 1115 2430 1795"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合(ただし、速やかに窒素ガス分離装置を再起動させた場合又は切り替えた場合を除く)</td> <td>A1. 高台窒素ガス分離装置を運転状態とする措置を開始する。 及び A2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 高台窒素ガス分離装置が動作不能の場合</td> <td>B1. 高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>C1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	窒素ガス封入設備	窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること	格納容器内水素濃度	2.5%以下	項目	頻度	高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合(ただし、速やかに窒素ガス分離装置を再起動させた場合又は切り替えた場合を除く)	A1. 高台窒素ガス分離装置を運転状態とする措置を開始する。 及び A2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに	B. 高台窒素ガス分離装置が動作不能の場合	B1. 高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	C. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p> <p>・その他記載の適正化</p> <p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>
項目	運転上の制限																																								
窒素ガス封入設備	窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること																																								
項目	頻度																																								
高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																																								
条件	要求される措置	完了時間																																							
A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合(ただし、速やかに窒素ガス分離装置を起動させた場合を除く)	A1. 高台窒素ガス分離装置を運転状態とする措置を開始する。 及び A2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに																																							
B. 高台窒素ガス分離装置が動作不能の場合	B1. 高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																							
項目	運転上の制限																																								
窒素ガス封入設備	窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること																																								
格納容器内水素濃度	2.5%以下																																								
項目	頻度																																								
高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																																								
条件	要求される措置	完了時間																																							
A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合(ただし、速やかに窒素ガス分離装置を再起動させた場合又は切り替えた場合を除く)	A1. 高台窒素ガス分離装置を運転状態とする措置を開始する。 及び A2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに																																							
B. 高台窒素ガス分離装置が動作不能の場合	B1. 高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																							
C. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																																							

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前			変更後			備 考
(外部電源) 第147条 (中略) 表147-2			(外部電源) 第147条 (中略) 表147-2			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A .動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A 1 .外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	A .動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A 1 .外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	・保安検査における気付き事項の反映に伴う変更 ・設備の運用開始又は復旧に伴う変更 ・保安検査における気付き事項の反映に伴う変更
	及び A 2 .非常用ディーゼル発電機 ² 1台が動作可能であることを,当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。	速やかに		A 2 .非常用ディーゼル発電機 ²⁻³ 1台が動作可能であることを,当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。	速やかに	
	及び A 3 .非常用ディーゼル発電機 ² からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。	速やかに		及び A 3 .非常用ディーゼル発電機 ²⁻³ からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。	速やかに	
B .動作可能である外部電源が1系列もない場合	B 1 .外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	B .動作可能である外部電源が1系列もない場合	B 1 .外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
	及び B 2 . 1 .非常用ディーゼル発電機 ² により電力を供給する措置を開始する。	速やかに		及び B 2 . 1 .非常用ディーゼル発電機 ²⁻³ により電力を供給する措置を開始する。	速やかに	
	又は B 2 . 2 .第138条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。	速やかに		又は B 2 . 2 .第138条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。	速やかに	
2 : 本条における「非常用ディーゼル発電機」とは, 5号炉又は6号炉の非常用ディーゼル発電機をいう。			2 : 本条における「非常用ディーゼル発電機」とは, <u>所内共通ディーゼル発電機, 5号炉又は6号炉の非常用ディーゼル発電機をいう。</u>			
			3 : <u>当直長は, 5号炉及び6号炉の非常用ディーゼル発電機が待機状態であることを, 当該設備が機能することを示す至近の記録により1ヶ月に1回確認する。</u> また, 5 / 6号炉の当直長は, 5号炉又は6号炉の非常用ディーゼル発電機を待機除外にする場合には, 当直長に通知する。			

変更前	変更後	備 考
<p>第4節 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理)</p> <p>第149条</p> <p>水処理第三GMは、次に定める放射性廃棄物の種類に応じて、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>(1) セシウム吸着装置及び第二セシウム吸着装置で使用した吸着塔(使用済吸着塔)は、使用済セシウム吸着塔保管施設(使用済セシウム吸着塔仮保管施設又は使用済セシウム吸着塔一時保管施設)に貯蔵する。</p> <p>(2) 除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物(廃スラッジ)は、廃スラッジ貯蔵施設(造粒固化体貯槽又は廃スラッジ一時保管施設)に貯蔵する。</p> <p>2. 水処理第三GMは、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 使用済セシウム吸着塔保管施設における使用済吸着塔の貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</p> <p>(2) 廃スラッジ貯蔵施設における廃スラッジの貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</p>	<p>第4節 放射性廃棄物管理</p> <p>(汚染水処理設備で発生した廃棄物の管理)</p> <p>第149条</p> <p>水処理第三GMは、次に定める放射性廃棄物の種類に応じて、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>(1) セシウム吸着装置及び第二セシウム吸着装置で使用した吸着塔(使用済吸着塔)は、使用済セシウム吸着塔保管施設(使用済セシウム吸着塔仮保管施設又は使用済セシウム吸着塔一時保管施設)に貯蔵する。</p> <p>(2) 除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物(廃スラッジ)は、廃スラッジ貯蔵施設(造粒固化体貯槽又は廃スラッジ一時保管施設)に貯蔵する。</p> <p>2. 水処理第三GMは、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 使用済セシウム吸着塔保管施設における使用済吸着塔の貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</p> <p>(2) 廃スラッジ貯蔵施設における廃スラッジの貯蔵量を確認するとともに、必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。</p>	<p>・その他記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理)</p> <p><u>第149条の2</u></p> <p><u>1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉を含めた発電所の敷地内及び臨時の出入管理箇所</u>で発生した瓦礫等¹について, 廃棄物管理GM又は放射線防護管理GMは「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき, 以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 廃棄物管理GMは, 仮設保管設備², 固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)及び覆土式一時保管施設³を含む発電所内の一時保管エリアについて, 柵, ロープ等により区画を行い, 人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また, 遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>(2) 放射線防護管理GMは, 臨時の出入管理箇所の一時保管エリアについて, 柵, ロープ等により区画を行い, 人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また, 遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 安定化センター各GM又は各GMは, 「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき, 次に定める瓦礫等の種類に応じて, 回収したものを一時保管エリアに運搬する。また, 切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。</p> <p>(1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類⁴(原子炉建屋上部瓦礫撤去に関する工事等で発生した瓦礫類を除く)は, 安定化センター各GM又は各GMが, 瓦礫類の線量率を測定し, その線量率に応じて, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備, 貯蔵庫, 覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。</p> <p>(2) 発電所敷地内で発生した瓦礫類のうち, 原子炉建屋上部瓦礫撤去に関する工事等で発生した瓦礫類は, 安定化センター各GM又は各GMが, 瓦礫類の線量率を測定し, その線量率に応じて, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備, 覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。なお, 高線量率の瓦礫類を確認した場合は, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じた指定に従い, 容器に収納して発電所内の一時保管エリア又は貯蔵庫に運搬するか, 遮へい機能を有する発電所内の一時保管エリアに運搬する。</p> <p>(3) 周囲への汚染拡大の影響の恐れのある瓦礫類は, 廃棄物管理GMが定める線量率の目安値を超える場合には, 安定化センター各GM又は各GMが, 仮設保管設備, 覆土式一時保管施設又は遮へい機能を有した発電所内の一時保管エリアに運搬するか, 容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬するか, 発電所内の一時保管エリアに運搬してシートで養生する等の措置を講じる。</p> <p>(4) 発電所において発生した使用済保護衣等⁵は, 廃棄物管理GMが, 袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお, 廃棄物管理GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>(5) 臨時の出入管理箇所において発生した使用済保護衣等は, 放射線防護管理GMが, 袋又は容器に収納して臨時の出入管理箇所の一時保管エリアに運搬する。なお, 放射線防護管理GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>(6) 伐採木は, 安定化センター各GM又は各GMが, 発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。その際には積載制限, 通気性確保等の防火対策を講じる。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>3. 廃棄物管理GM又は放射線防護管理GMは、「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物管理GMは、仮設保管設備、貯蔵庫及び覆土式一時保管施設を含む発電所内の一時保管エリアにおける瓦礫類、使用済保護衣等、伐採木の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p> <p>(2) 放射線防護管理GMは、臨時の出入管理箇所の一時的保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p> <p>(3) 廃棄物管理GMは、覆土式一時保管施設において、覆土完了後、槽内の溜まり水の有無を定期的に確認し、溜まり水が確認された場合には回収する。</p> <p>(4) 廃棄物管理GMは、仮設保管設備、貯蔵庫及び覆土式一時保管施設を含む発電所内の一時保管エリアにおける瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木の一時保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>(5) 放射線防護管理GMは、臨時の出入管理箇所の一時的保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>1：瓦礫等とは、瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>2：仮設保管設備とは、瓦礫等を一時保管する設備のうち、テント、蛇腹ハウス及び雨天練習場等の屋根を設置したものをいう。以下、本条において同じ。</p> <p>3：覆土式一時保管施設とは、線量低減対策として覆土による遮へい機能を有する一時保管施設をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>4：瓦礫類とは、発電所敷地内において、今回の地震、津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>5：使用済保護衣等とは、使用済保護衣及び使用済保護具をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

変更前	変更後	備考																												
(なし)	<p>(気体廃棄物の管理)</p> <p><u>第149条の4</u></p> <p>気体廃棄物の放出管理について、「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 環境モニタリングGMは、表149の4-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を放射線・化学管理GMに通知する。</p> <p>(2) 放射線・化学管理GMは、表149の4-1の放出箇所から放出された粒子状の放射性物質の敷地境界における空気中の濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を下回ることを確認する。</p> <p>(3) 環境モニタリングGMは、表149の4-1の放出箇所から放出された粒子状の放射性物質の放出量が、放出管理の目標値を下回ることを確認する。</p> <p>(4) 当直長は、表149の4-2の放出箇所から放射性物質を含む空気を放出する場合は、ダスト放射線モニタ及びガス放射線モニタを監視する。</p> <p>(5) 環境モニタリングGMは、表149の4-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を放射線・化学管理GMに通知する。</p> <p>(6) 放射線・化学管理GMは、表149の4-3の放出箇所において、粒子状の放射性物質濃度に有意な上昇傾向が無いことを確認する。</p> <p>表149の4-1</p> <table border="1" data-bbox="1362 1106 2407 1740"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>1号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2号炉原子炉建屋 ブローアウトパネル部</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉原子炉建屋 上部</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	1号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	2号炉原子炉建屋 ブローアウトパネル部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	2号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	3号炉原子炉建屋 上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	3号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度																											
1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																											
1号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																											
2号炉原子炉建屋 ブローアウトパネル部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																											
2号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																											
3号炉原子炉建屋 上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																											
3号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																											

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後				備考
(な し)	表149の4-2				・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)
	放出箇所	監視項目	計測器種類	監視頻度	
	1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	
	1号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	
		希ガス	ガス放射線モニタ		
	2号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	
		希ガス	ガス放射線モニタ		
	3号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	
		希ガス	ガス放射線モニタ		
	表149の4-3				
	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	
	建屋内地上部開口部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	
	汚染水処理設備・貯留 設備のうち除染装置及 び造粒固化体貯槽	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	除染装置運転時 及び廃棄物受入時	
	使用済燃料共用プール オペフロ階	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	使用済燃料取扱い 時	

変更前	変更後	備 考																												
(な し)	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第149条の5</p> <p>放射線・化学管理GMは、「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき、表149の5-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を5/6号炉の当直長に通知する。</p> <p>(1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒等からの放射性物質(希ガス、よう素131)の放出量が、表149の5-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 5/6号炉の当直長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。</p> <p>表149の5-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 884 2421 1566"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">放射性 気体廃棄物</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">・5,6号炉 共用排気筒</td> <td style="text-align: center;">希ガス濃度</td> <td style="text-align: center;">排気筒モニタ</td> <td style="text-align: center;">常時 (建屋換気空調系運 転時)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td style="text-align: center;">試料放射能 測定装置</td> <td style="text-align: center;">1週間に1回 (建屋換気空調系運 転時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">・5号炉 非常用ガス 処理系 ・6号炉 非常用ガス 処理系</td> <td style="text-align: center;">希ガス濃度</td> <td style="text-align: center;">排気筒モニタ</td> <td style="text-align: center;">常時 (非常用ガス処理系 運転時)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td style="text-align: center;">試料放射能 測定装置</td> <td style="text-align: center;">1週間に1回 (非常用ガス処理系 運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表149の5-2</p> <table border="1" data-bbox="1391 1656 2178 1841"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">放射性気体廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">希ガス</td> <td style="text-align: center;">2.8×10^{15} Bq/年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">よう素131</td> <td style="text-align: center;">1.4×10^{11} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放射性 気体廃棄物	・5,6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系運 転時)	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運 転時)	・5号炉 非常用ガス 処理系 ・6号炉 非常用ガス 処理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系 運転時)	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系 運転時)	項 目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物		希ガス	2.8×10^{15} Bq/年	よう素131	1.4×10^{11} Bq/年	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>
分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度																										
放射性 気体廃棄物	・5,6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系運 転時)																										
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運 転時)																										
	・5号炉 非常用ガス 処理系 ・6号炉 非常用ガス 処理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系 運転時)																										
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系 運転時)																										
項 目	放出管理目標値																													
放射性気体廃棄物																														
希ガス	2.8×10^{15} Bq/年																													
よう素131	1.4×10^{11} Bq/年																													

変更前	変更後	備 考											
(な し)	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p><u>第 1 4 9 条の 6</u></p> <p>各 GM は、「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき、表 1 4 9 の 6 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p><u>表 1 4 9 の 6</u></p> <table border="1" data-bbox="1359 569 2407 814"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管 GM</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計測制御 GM</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理 GM</td> <td>1 台 ¹</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>1 : 表 1 6 0 の試料放射能測定装置と共用</u></p>	分 類	計測器種類	所管 GM	数 量	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御 GM	3 台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理 GM	1 台 ¹	<p>・原子力安全・保安院指示(平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その 2)及び(その 3)に関する保安規定の変更)</p>
分 類	計測器種類	所管 GM	数 量										
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御 GM	3 台										
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理 GM	1 台 ¹										

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p><u>第5節 放射線管理</u></p> <p><u>(管理対象区域の設定及び解除)</u></p> <p><u>第150条</u></p> <p><u>管理対象区域は、添付2-1に示す区域とする。</u></p> <p><u>2.放射線・化学管理GMは、「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域を柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、管理対象区域境界と周辺監視区域境界が同一の場合であって、周辺監視区域境界に第156条の措置を講じる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3.放射線・化学管理GMは、「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</u></p> <p><u>4.放射線・化学管理GMは、「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、添付2-1における建物等の内部の管理対象区域境界付近において、表150に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理対象区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線・化学管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</u></p> <p><u>5.放射線・化学管理GMは、「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第4項以外で、建物等の内部において一時的に管理対象区域を設定又は解除する場合は、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、放射線・化学管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>6.放射線・化学管理GMは、第5項にかかわらず、「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、緊急を要する場合は管理対象区域を設定することができる。設定にあたって、放射線・化学管理GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</u></p> <p><u>7.放射線・化学管理GMは、「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第6項における管理対象区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線・化学管理GMが確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考													
(な し)	<p>表 1 5 0</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">タンク点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">ポンプ点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">バルブ点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">配管点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">ケーブル点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">空調点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計測器類点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">清掃作業</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">建物補修</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">搬出入作業</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">物品の仮置</td></tr> </table>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>
タンク点検等															
ポンプ点検等															
バルブ点検等															
配管点検等															
ケーブル点検等															
空調点検等															
計測器類点検等															
監視カメラ点検等															
扉・シャッター修理他作業															
清掃作業															
建物補修															
搬出入作業															
物品の仮置															

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(管理区域の設定及び解除) <u>第150条の2</u> <u>管理区域は、添付2に示す区域とする。</u> <u>2.放射線・化学管理GMは、「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、壁、柵等の区画物が損壊により区画ができない場合であって、管理対象区域境界に第150条第2項の措置を講じる場合は、この限りでない。</u> <u>3.放射線・化学管理GMは、「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</u> <u>4.放射線・化学管理GMは、「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、添付2における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表150の2に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線・化学管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</u> <u>5.放射線・化学管理GMは、「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、放射線・化学管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</u> <u>6.放射線・化学管理GMは、第5項にかかわらず、「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、放射線・化学管理GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</u> <u>7.放射線・化学管理GMは、「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線・化学管理GMが確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考													
(な し)	<p>表 1 5 0 の 2</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">タンク点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">ポンプ点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">バルブ点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">配管点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">ケーブル点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">空調点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計測器類点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">清掃作業</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">建物補修</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">搬出入作業</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">物品の仮置</td></tr> </table>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>
タンク点検等															
ポンプ点検等															
バルブ点検等															
配管点検等															
ケーブル点検等															
空調点検等															
計測器類点検等															
監視カメラ点検等															
扉・シャッター修理他作業															
清掃作業															
建物補修															
搬出入作業															
物品の仮置															

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(管理対象区域内における区域区分) <u>第151条</u> <u>放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域を管理区域と管理区域を除く区域に区分する。</u> <u>2. 管理区域と管理区域を除く区域は、添付2 - 1 に示す区域とする。</u> <u>3. 放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにする。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(なし)</p>	<p>(管理対象区域のうち管理区域を除く区域内における区域区分) <u>第151条の2</u> <u>放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。</u> <u>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理対象区域」という。)</u> <u>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</u> <u>2. 汚染のおそれのない管理対象区域は、添付2-1に示す区域とする。</u> <u>3. 放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線・化学管理GMはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</u> <u>4. 放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、汚染のおそれのない管理対象区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に注意事項を掲示する。</u> <u>5. 放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画、第1項(2)に定める区分に変更する等の応急措置を講じるとともに、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(管理区域内における区域区分) <u>第151条の3</u> <u>放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域を次のとおり区分することができる。</u> <u>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</u> <u>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</u> <u>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付2に示す区域とする。</u> <u>3. 放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線・化学管理GMはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</u> <u>4. 放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(管理対象区域内における特別措置) <u>第152条</u> <u>管理対象区域内における特別措置が必要な区域は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、次に示す区域とする。</u> <u>(1) 放射線レベルが高い場所</u> <u>(2) 放射線レベルが確認されていない場所</u> <u>(3) 滞留水を貯留する場所</u> 2. <u>安定化センター各GM又は各GMは、第1項に定める各区域について、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。</u> <u>(1) 放射線・化学管理GMは、管理対象区域に立ち入る者が見やすい場所に、第1項(1)及び(2)に示す場所を明確にしたサーベイマップを掲示して周知する他、作業員以外が立ち入る可能性及び措置に伴う被ばくを考慮して必要な場合に限り第1項(1)の場所にロープ等による立入制限の措置を講じる。</u> <u>(2) 安定化センター各GM又は各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(3)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</u> 3. <u>安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案するとともに、第1項の区域内で作業を行う場合は、放射線防護上の措置について放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GMのレビューを受ける。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(なし)</p>	<p>(管理区域内における特別措置) <u>第152条の2</u> <u>放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施設等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト</u> <u>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍</u> <u>2. 安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GMのレビューを受ける。ただし、巡視・点検その他定型化され、別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は、この限りでない。</u> <u>3. 安定化センター各GM又は各GMは、汚染の広がりを防止するため、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</u> <u>4. 放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、床・壁等の損壊や放射線レベルが高い又は未確認であるため第1項の措置を講じることができない場合、管理区域内における特別措置は第152条に定める管理区域を除く区域における特別措置と同一とする。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(管理対象区域への出入管理)</p> <p><u>第153条</u></p> <p>保健安全GMは、「NK-58-1 福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル」に基づき、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外のものであって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者</p> <p>(3) 経済産業省告示第二百三十五号附則2に示す緊急作業に従事する間に受けた実効線量が百ミリシーベルトを超えるもののうち、当該作業に欠くことのできない高度の専門的な知識及び経験を有するもので、後任者を容易に得ることができないもの(以下「経過措置対象者」という。)</p> <p>2. 放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、防護管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>3. 放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域の出入管理箇所又は臨時の出入管理箇所において、人の出入り等を監視する。ただし、防護管理GMがあらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両であることを監視する場合及び放射線防護管理GM又は作業放射線管理GMが発電所外に設置した臨時の出入管理箇所において人の出入り等を監視する場合はこの限りでない。</p> <p>4. 放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第3項以外の出入口には、施錠等の人のみがみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、防護管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>5. 放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。</p> <p>6. 放射線レベルが高いため放射線・化学管理GMが第5項の措置を講じることができない場合、放射線・化学管理GM、放射線防護管理GM又は作業放射線管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、臨時の出入管理箇所において、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル¹を超えないような措置を講じる。</p> <p>7. 放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第151条の2第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。</p> <p>1：スクリーニングレベルとは、原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル(平成23年9月16日付・原子力非常災害対策本部長通知)をいう。以下、第161条において同じ。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(管理区域への出入管理) <u>第 1 5 3 条の 2</u> <u>管理区域への出入管理は、第 1 5 3 条に定める管理対象区域への出入管理と同一とする。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院 指示(平成23年12月 12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考 え方」に基づく施設運営 計画に係る報告書(その 2)及び(その3)に関 する保安規定の変更)</p>

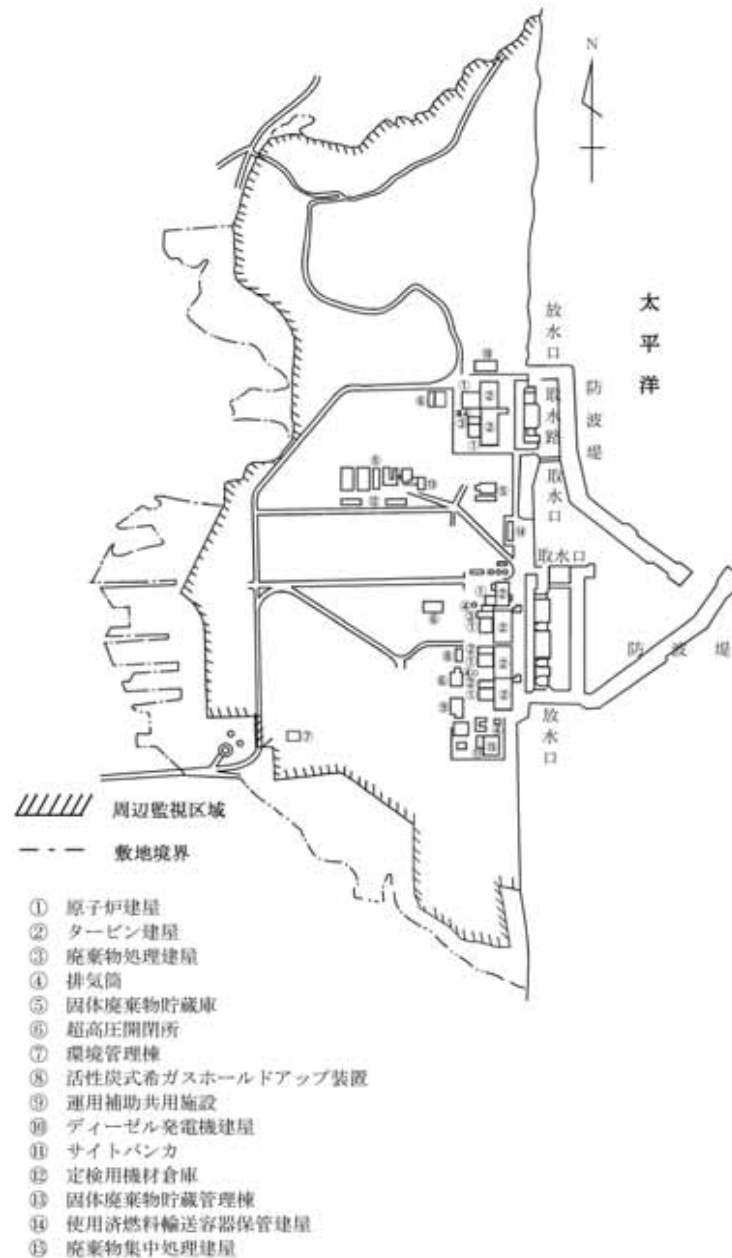
変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p><u>(管理対象区域出入者の遵守事項)</u> <u>第154条</u> <u>放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域に出入りする安定化センター員及び所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</u> <u>(1) 出入管理箇所を経由すること。ただし、放射線・化学管理GMの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</u> <u>(2) 管理対象区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者又は経過措置対象者であって保健安全GMの指示に従う場合は、この限りでない。</u> <u>(3) 管理対象区域に立入る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> <u>・ 汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合</u> <u>・ 放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GMの承認を得て、その指示に従う場合</u> <u>(4) 第152条第1項(3)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</u> <u>(5) 管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第153条第5項に基づく放射線・化学管理GM又は第153条第6項に基づく放射線防護管理GM若しくは作業放射線管理GMの指示に従う場合は、この限りでない。</u> <u>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</u></p>	<p>・ 原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(管理区域出入者の遵守事項) <u>第154条の2</u> <u>管理区域出入者の遵守事項は、第154条に定める管理対象区域出入者の遵守事項と同一とする。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院 指示(平成23年12月 12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考 え方」に基づく施設運営 計画に係る報告書(その 2)及び(その3)に関 する保安規定の変更)</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(保全区域) <u>第 1 5 5 条</u> 保全区域は、添付 3 - 1 に示す区域とする。 <u>2 . 防護管理 G M は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院 指示(平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考 え方」に基づく施設運営 計画に係る報告書(その 2)及び(その 3)に関 する保安規定の変更)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(周辺監視区域) 第156条 周辺監視区域は、図156に示す区域とする。 2. 防護管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>図156</p>  <p>① 原子炉建屋 ② タービン建屋 ③ 廃棄物処理建屋 ④ 排気筒 ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫 ⑥ 超高压開閉所 ⑦ 環境管理棟 ⑧ 活性炭式希ガスホールドアップ装置 ⑨ 運用補助共用施設 ⑩ デイゼル発電機建屋 ⑪ サイトバンカ ⑫ 定検用機材倉庫 ⑬ 固体廃棄物貯蔵管理棟 ⑭ 使用済燃料輸送容器保管建屋 ⑮ 廃棄物集中処理建屋</p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

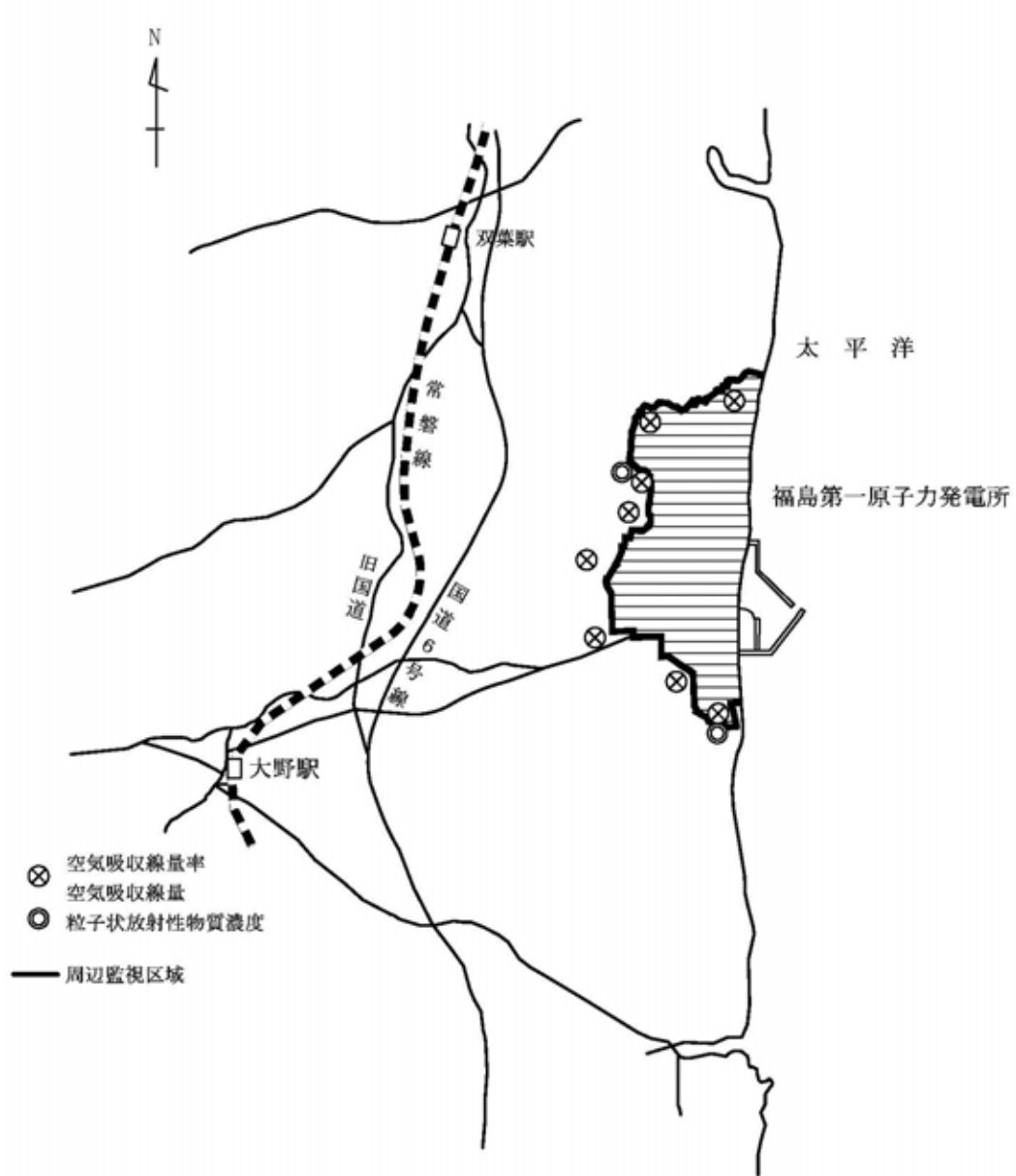
福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考						
(な し)	<p>(線量の評価)</p> <p>第157条</p> <p>保健安全GMは、「NK-58-2 福島第一原子力発電所線量管理マニュアル」に基づき、安定化センター員及び所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表157に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表157</p> <table border="1" data-bbox="1350 615 2012 751"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回¹</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>1：女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)にあっては、1ヶ月に1回とする。</p>	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ¹	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ¹	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>
項 目	頻 度							
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ¹							
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ¹							

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p><u>(管理対象区域内の床，壁等の除染)</u> <u>第158条</u> 安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域内において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床，壁等に発生させた場合又は発見した場合であって、この汚染の除去を行う場合は、放射線・化学管理GMに連絡する。 2. 第1項の汚染箇所に係る作業の所管GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、汚染状況等について放射線・化学管理GMの確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。 3. 第2項の所管GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、その措置結果について、放射線・化学管理GMの確認を得る。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

変更前	変更後	備考																																							
(なし)	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p><u>第159条</u></p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表159-1及び表159-2(第151条の2第1項(2)の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る)に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。</p> <p>2. 福島第一原子力発電所放射線安全GM(以下「放射線安全GM」という。)は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表159-1に定める周辺監視区域境界付近(測定場所は図159に定める。)における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3. 放射線・化学管理GMは、第1項の測定により、放射線安全GMは、第2項の測定により、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>4. 安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項に定める測定結果を放射線・化学管理GMに連絡する。放射線・化学管理GMは、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。</p> <p>表159-1</p> <table border="1" data-bbox="1433 1018 2540 1524"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>所管GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理対象区域内(管理区域内を含む)¹</td> <td rowspan="2">外部放射線に係る線量当量率</td> <td>安定化センター各GM又は各GM</td> <td>放射線レベルに応じて</td> </tr> <tr> <td>放射線・化学管理GM²</td> <td>毎日運転中に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td>表面汚染密度</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量</td> <td>放射線安全GM</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率³</td> <td>放射線安全GM</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>放射線安全GM</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>1: 人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定</p> <p>2: 5号炉及び6号炉のエリアモニタにおいて測定する項目</p> <p>3: モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>表159-2</p> <table border="1" data-bbox="1389 1738 2540 1955"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>所管GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚染のおそれのない管理対象区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GM</td> <td rowspan="2">毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	所管GM	測定頻度	1. 管理対象区域内(管理区域内を含む) ¹	外部放射線に係る線量当量率	安定化センター各GM又は各GM	放射線レベルに応じて	放射線・化学管理GM ²	毎日運転中に1回	外部放射線に係る線量当量	放射線・化学管理GM	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度	放射線・化学管理GM	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	表面汚染密度	放射線・化学管理GM	1週間に1回	空気吸収線量	放射線安全GM	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 ³	放射線安全GM	常時		空気中の粒子状放射性物質濃度	放射線安全GM	3ヶ月に1回	場 所	測定項目	所管GM	測定頻度	汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GM	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)	空気中の放射性物質濃度	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>
場 所	測定項目	所管GM	測定頻度																																						
1. 管理対象区域内(管理区域内を含む) ¹	外部放射線に係る線量当量率	安定化センター各GM又は各GM	放射線レベルに応じて																																						
		放射線・化学管理GM ²	毎日運転中に1回																																						
	外部放射線に係る線量当量	放射線・化学管理GM	1週間に1回																																						
	空気中の放射性物質濃度	放射線・化学管理GM	1週間に1回																																						
2. 周辺監視区域境界付近	表面汚染密度	放射線・化学管理GM	1週間に1回																																						
	空気吸収線量	放射線安全GM	3ヶ月に1回																																						
	空気吸収線量率 ³	放射線安全GM	常時																																						
	空気中の粒子状放射性物質濃度	放射線安全GM	3ヶ月に1回																																						
場 所	測定項目	所管GM	測定頻度																																						
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GM	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)																																						
	空気中の放射性物質濃度																																								

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>図159</p> 	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

変更前	変更後	備考																																									
(なし)	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第160条</p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表160に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表160</p> <table border="1" data-bbox="1350 569 2558 1180"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td>電子式線量計</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>保健安全GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>1台¹</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>82台²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台¹</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>1：表149の6の試料放射能測定装置と共用</p> <p>2：5号炉及び6号炉におけるエリアモニタの台数。なお、管理区域外測定用の2台を含む</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線安全GM	1式	ホールボディカウンタ	保健安全GM	1台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	7台	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	7台	退出モニタ	放射線安全GM	2台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	1台 ¹	集積線量計	放射線安全GM	1式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	8台	エリアモニタ	計測制御GM	82台 ²	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台 ¹	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>
分類	計測器種類	所管GM	数量																																								
1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線安全GM	1式																																								
	ホールボディカウンタ	保健安全GM	1台																																								
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	7台																																								
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	7台																																								
	退出モニタ	放射線安全GM	2台																																								
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	1台 ¹																																								
	集積線量計	放射線安全GM	1式																																								
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	8台																																								
	エリアモニタ	計測制御GM	82台 ²																																								
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台 ¹																																								
	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台																																								

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定)</p> <p>第 1 6 1 条</p> <p>放射線・化学管理 G M は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、安定化センター各 G M 又は各 G M が管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>2 . 放射線レベルが高いため放射線・化学管理 G M が第 1 項の確認ができない場合、放射線・化学管理 G M、放射線防護管理 G M 又は作業放射線管理 G M は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、臨時の出入管理箇所において、安定化センター各 G M 又は各 G M が管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が、スクリーニングレベルを超えていないことを確認する。</p> <p>3 . 放射線・化学管理 G M は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、安定化センター各 G M 又は各 G M が管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する物品の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p> <p>4 . 放射線・化学管理 G M 又は作業放射線管理 G M は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、安定化センター各 G M 又は各 G M が管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に核燃料物質によって汚染された物 (新燃料、使用済燃料及び固体廃棄物を除く。) を移動する場合は、容器等の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(管理区域外等へ持ち出そうとする物品の測定) <u>第161条の2</u> <u>管理区域外等へ持ち出そうとする物品の測定は、第161条に定める管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定と同一とする。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院 指示(平成23年12月 12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考 え方」に基づく施設運営 計画に係る報告書(その 2)及び(その3)に関 する保安規定の変更)</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(発電所外への運搬) <u>第 1 6 2 条</u> 安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、核燃料物質によって汚染された物(新燃料,使用済燃料及び固体廃棄物を除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(管理対象区域内における協力企業の放射線防護)</p> <p><u>第 1 6 3 条</u></p> <p><u>放射線安全 G M は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 管理対象区域出入者の遵守事項</u></p> <p><u>イ．出入方法に関すること。</u></p> <p><u>ロ．個人線量計の着用に関すること。</u></p> <p><u>ハ．保護衣の着用に関すること。</u></p> <p><u>ニ．汚染拡大防止措置に関すること。</u></p> <p><u>ホ．放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙の禁止に関すること。</u></p> <p><u>(2) 線量評価の項目及び頻度に関すること。</u></p> <p><u>(3) 床，壁等の汚染発見時の措置に関すること。</u></p> <p><u>2．安定化センター各 G M 又は各 G M は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、第 1 項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>(管理区域内における協力企業の放射線防護) <u>第 1 6 3 条の 2</u> <u>管理区域内における協力企業の放射線防護は、第 1 6 3 条に定める管理対象区域内における協力企業の放射線防護と同一とする。</u></p>	<p>・原子力安全・保安院 指示(平成23年12月 12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考 え方」に基づく施設運営 計画に係る報告書(その 2)及び(その3)に関 する保安規定の変更)</p>

変更前	変更後	備考														
(なし)	<p>(頻度の定義) 第164条 第4節及び第5節でいう測定¹頻度に関する考え方は、表164のとおりとする。</p> <p>表164</p> <table border="1" data-bbox="1389 478 2540 1493"> <thead> <tr> <th>頻度</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日運転中に1回</td> <td>午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>月曜日を始期とする1週間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施</td> </tr> <tr> <td>常時</td> <td>測定¹可能な状態において常に測定¹することを意味しており、点検時等の測定¹不能な期間を除く。</td> </tr> <tr> <td>放射線レベルに応じて</td> <td>「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、作業場所に応じて下記の測定頻度とする。ただし、測定の結果により作業開始又は作業継続ができないと判断する場合には測定を中断してもよい。 (1) 既知の測定データから放射線レベルが低いと判断できない場所 作業予定エリアに入域できるか判断するために、作業開始前に測定を1回実施する。作業中は線量変動の可能性を考慮し、必要に応じて測定を実施する。 (2) 既知の測定データから放射線レベルが低いと判断できる場所 作業中の線量変動の可能性を考慮し、必要に応じて測定を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>¹：監視も含む。</p>	頻度	考え方	毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施	常時	測定 ¹ 可能な状態において常に測定 ¹ することを意味しており、点検時等の測定 ¹ 不能な期間を除く。	放射線レベルに応じて	「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、作業場所に応じて下記の測定頻度とする。ただし、測定の結果により作業開始又は作業継続ができないと判断する場合には測定を中断してもよい。 (1) 既知の測定データから放射線レベルが低いと判断できない場所 作業予定エリアに入域できるか判断するために、作業開始前に測定を1回実施する。作業中は線量変動の可能性を考慮し、必要に応じて測定を実施する。 (2) 既知の測定データから放射線レベルが低いと判断できる場所 作業中の線量変動の可能性を考慮し、必要に応じて測定を実施する。	<p>・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)</p>
頻度	考え方															
毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。															
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施															
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施															
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施															
常時	測定 ¹ 可能な状態において常に測定 ¹ することを意味しており、点検時等の測定 ¹ 不能な期間を除く。															
放射線レベルに応じて	「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、作業場所に応じて下記の測定頻度とする。ただし、測定の結果により作業開始又は作業継続ができないと判断する場合には測定を中断してもよい。 (1) 既知の測定データから放射線レベルが低いと判断できない場所 作業予定エリアに入域できるか判断するために、作業開始前に測定を1回実施する。作業中は線量変動の可能性を考慮し、必要に応じて測定を実施する。 (2) 既知の測定データから放射線レベルが低いと判断できる場所 作業中の線量変動の可能性を考慮し、必要に応じて測定を実施する。															

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<p>第 6 節 保安教育</p> <p>(安定化センター員及び所員への保安教育)</p> <p>第 1 6 5 条</p> <p>本章で定める各設備等の運用を行う安定化センター員及び所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 品質・安全GMは、毎年度、本章で定める各設備等の運用を行う安定化センター員への保安教育実施計画を「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて作成し、主任技術者の確認を得て安定化センター所長の承認を得る。</p> <p>教育管理GMは、毎年度、本章で定める各設備等の運用を行う所員への保安教育実施計画を「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて作成し、主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>(2) 品質・安全GM及び教育管理GMは、(1) の保安教育実施計画の策定にあたり、運営委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 安定化センター各GM及び各GMは、(1) の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。品質・安全GMは、年度毎に安定化センター員の保安教育実施結果を安定化センター所長へ報告する。教育管理GMは、年度毎に所員の保安教育実施結果を所長へ報告する。</p> <p>ただし、安定化センター各GM又は各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 品質・安全GM及び教育管理GMは、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p><u>第166条</u></p> <p><u>安定化センター各GM又は各GMは、本章で定める各設備等に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。</u></p> <p><u>ただし、安定化センター各GM又は各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</u></p> <p><u>2. 安定化センター各GM又は各GMは、本章で定める各設備等に関する作業のうち管理対象区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。</u></p> <p><u>ただし、安定化センター各GM又は各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</u></p> <p><u>3. 発電GMは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</u></p> <p><u>4. 発電GMは、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。</u></p> <p><u>ただし、発電GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</u></p> <p><u>5. 発電GM又は燃料GMは、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</u></p> <p><u>6. 発電GM又は燃料GMは、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。</u></p> <p><u>ただし、発電GM又は燃料GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</u></p>	<p>・ 共通的な管理項目の追加に伴う変更</p>

変更前				変更後				備考																																																																																																																										
<p>第5節 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第150条 安定化センター各GM又は各GMは、表150-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>表150-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合¹</th> <th>保存期間</th> <th>関連マニュアル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉注水流量²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力容器底部温度²</td> <td>1時間ごと</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>3. 格納容器内温度²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>4. 使用済燃料プール水温</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>5. モニタリングポスト等の空間線量率</td> <td>1時間ごと</td> <td>10年間</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6. 短半減期核種の放射能濃度³</td> <td>測定の都度</td> <td>10年間</td> <td>5, 9</td> </tr> <tr> <td>7. 窒素封入量²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>8. 滞留水水位</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>9. サブドレン水の水位及び放射能濃度</td> <td>測定の都度</td> <td>10年間</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>10. 本章で定める各施設及び設備の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>巡視又は点検の都度</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> <td>5, 6, 9</td> </tr> <tr> <td>11. 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> <td>5, 6, 7</td> </tr> <tr> <td>12. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</td> <td>交代の都度</td> <td>1年間</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>13. 原子炉に使用している処理水の純度</td> <td>測定の都度</td> <td>1年間</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>				記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル	1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	9	2. 原子炉圧力容器底部温度 ²	1時間ごと	10年間	9	3. 格納容器内温度 ²	毎日1回	10年間	9	4. 使用済燃料プール水温	毎日1回	10年間	9	5. モニタリングポスト等の空間線量率	1時間ごと	10年間	5	6. 短半減期核種の放射能濃度 ³	測定の都度	10年間	5, 9	7. 窒素封入量 ²	毎日1回	10年間	5	8. 滞留水水位	毎日1回	10年間	6	9. サブドレン水の水位及び放射能濃度	測定の都度	10年間	6	10. 本章で定める各施設及び設備の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	5, 6, 9	11. 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	5, 6, 7	12. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	8	13. 原子炉に使用している処理水の純度	測定の都度	1年間	5	<p>第7節 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第167条 安定化センター各GM又は各GMは、表167-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>表167-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合¹</th> <th>保存期間</th> <th>関連マニュアル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉注水流量²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 原子炉圧力容器底部温度²</td> <td>連続して³</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 格納容器内温度²</td> <td>連続して³</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>4. 使用済燃料プール水温⁴</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>5. 使用済燃料共用プール水温</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>6. 短半減期核種の放射能濃度²</td> <td>1時間ごと</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>7. 窒素封入量²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>8. 格納容器水素濃度²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>9. 滞留水水位⁴</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>10. サブドレン水の水位及び放射能濃度⁴</td> <td>測定の都度</td> <td>10年間</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>巡視又は点検の都度</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> <td>9 ~ 11</td> </tr> <tr> <td>12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> <td>10 ~ 15</td> </tr> <tr> <td>13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項⁴</td> <td>交代の都度</td> <td>1年間</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>14. 原子炉に使用している処理水の純度²</td> <td>測定の都度</td> <td>1年間</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>				記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル	1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	9	2. 原子炉圧力容器底部温度 ²	連続して ³	10年間	9	毎日1回	10年間	9	3. 格納容器内温度 ²	連続して ³	10年間	9	毎日1回	10年間	9	4. 使用済燃料プール水温 ⁴	毎日1回	10年間	9	5. 使用済燃料共用プール水温	毎日1回	10年間	9	6. 短半減期核種の放射能濃度 ²	1時間ごと	10年間	9	7. 窒素封入量 ²	毎日1回	10年間	10	8. 格納容器水素濃度 ²	毎日1回	10年間	10	9. 滞留水水位 ⁴	毎日1回	10年間	11	10. サブドレン水の水位及び放射能濃度 ⁴	測定の都度	10年間	11	11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	9 ~ 11	12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	10 ~ 15	13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 ⁴	交代の都度	1年間	16	14. 原子炉に使用している処理水の純度 ²	測定の都度	1年間	10	<p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p> <p>・その他記載の適正化</p> <p>・設備の運用開始又は復旧に伴う変更</p> <p>・その他記載の適正化</p> <p>・設備の運用開始又は復旧に伴う変更</p> <p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p> <p>・その他記載の適正化</p>
記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル																																																																																																																															
1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	9																																																																																																																															
2. 原子炉圧力容器底部温度 ²	1時間ごと	10年間	9																																																																																																																															
3. 格納容器内温度 ²	毎日1回	10年間	9																																																																																																																															
4. 使用済燃料プール水温	毎日1回	10年間	9																																																																																																																															
5. モニタリングポスト等の空間線量率	1時間ごと	10年間	5																																																																																																																															
6. 短半減期核種の放射能濃度 ³	測定の都度	10年間	5, 9																																																																																																																															
7. 窒素封入量 ²	毎日1回	10年間	5																																																																																																																															
8. 滞留水水位	毎日1回	10年間	6																																																																																																																															
9. サブドレン水の水位及び放射能濃度	測定の都度	10年間	6																																																																																																																															
10. 本章で定める各施設及び設備の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	5, 6, 9																																																																																																																															
11. 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	5, 6, 7																																																																																																																															
12. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	8																																																																																																																															
13. 原子炉に使用している処理水の純度	測定の都度	1年間	5																																																																																																																															
記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル																																																																																																																															
1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	9																																																																																																																															
2. 原子炉圧力容器底部温度 ²	連続して ³	10年間	9																																																																																																																															
	毎日1回	10年間	9																																																																																																																															
3. 格納容器内温度 ²	連続して ³	10年間	9																																																																																																																															
	毎日1回	10年間	9																																																																																																																															
4. 使用済燃料プール水温 ⁴	毎日1回	10年間	9																																																																																																																															
5. 使用済燃料共用プール水温	毎日1回	10年間	9																																																																																																																															
6. 短半減期核種の放射能濃度 ²	1時間ごと	10年間	9																																																																																																																															
7. 窒素封入量 ²	毎日1回	10年間	10																																																																																																																															
8. 格納容器水素濃度 ²	毎日1回	10年間	10																																																																																																																															
9. 滞留水水位 ⁴	毎日1回	10年間	11																																																																																																																															
10. サブドレン水の水位及び放射能濃度 ⁴	測定の都度	10年間	11																																																																																																																															
11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	9 ~ 11																																																																																																																															
12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	10 ~ 15																																																																																																																															
13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 ⁴	交代の都度	1年間	16																																																																																																																															
14. 原子炉に使用している処理水の純度 ²	測定の都度	1年間	10																																																																																																																															

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前				変更後				備考
1.4. 運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	6, 8	1.5. 本章で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	11, 16	・その他記載の適正化 ・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更
1.5. 事故発生及び復旧の日時	その都度	4	10	1.6. 本章で定める各設備等の事故発生及び復旧の日時	その都度	5	17	
1.6. 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	4	10	1.7. 本章で定める各設備等の事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	5	17	
1.7. 事故の原因	同上	4	10	1.8. 本章で定める各設備等の事故の原因	同上	5	17	
1.8. 事故後の処置	同上	4	10	1.9. 本章で定める各設備等の事故後の処置	同上	5	17	
				2.0. 放射性廃棄物の排気口 ⁶ 又は排気監視設備 ⁶ における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	18	
				2.1. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子 ⁷ の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	8	19	
				2.2. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む経済産業大臣が定める5年間の線量	経済産業大臣が定める5年間において毎年度1回	8	19	
				2.3. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び経済産業大臣が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	8	19	
				2.4. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	20	
				2.5. 保安教育の実施日時, 項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	20	

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>1 : 記録可能な状態において常に記録することを意味しており,点検,故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>2 : 4号炉を除く。</p> <p>3 : 1号炉及び2号炉のみ。</p> <p>4 : 廃止措置が終了し,その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて,経済産業大臣の確認を受けるまでの期間</p> <p>5 : FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</p> <p>6 : FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</p> <p>7 : FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</p> <p>8 : NM-51-4 運転員の引継マニュアル</p> <p>9 : NM-51-6 状態管理マニュアル</p> <p>10 : NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル</p>	<p>1 : 記録可能な状態において常に記録することを意味しており,点検,故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>2 : 1号炉,2号炉及び3号炉のみ。</p> <p>3 : デジタルレコーダのデータを保存する。</p> <p>4 : 1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉のみ。</p> <p>5 : 廃止措置が終了し,その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて,経済産業大臣の確認を受けるまでの期間。</p> <p>6 : 5号炉及び6号炉のみ。</p> <p>7 : 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>8 : その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において,その記録を経済産業大臣の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>9 : NM-51-6 状態管理マニュアル</p> <p>10 : FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</p> <p>11 : FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</p> <p>12 : FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</p> <p>13 : FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル</p> <p>14 : NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領</p> <p>15 : FS-57・PI-002 計装・通信設備の保守管理マニュアル</p> <p>16 : NM-51-4 運転員の引継マニュアル</p> <p>17 : NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル</p> <p>18 : FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル</p> <p>19 : NK-58-2 福島第一原子力発電所線量管理マニュアル</p> <p>20 : FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル</p>	<p>・その他記載の適正化</p> <p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(報告) 第151条 安定化センター各GM,各GM又は第一運転管理部長は,次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は,「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき,直ちに安定化センター所長,所長及び主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第135条) (2) 実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2. 所長は,前項に基づく報告を受けた場合,「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき,社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が,不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は,「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は,「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき,直ちに経済産業大臣に報告する。</p>	<p>(報告) 第168条 安定化センター各GM,各GM又は第一運転管理部長は,次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は,「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき,直ちに安定化センター所長,所長及び主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第135条) (2) <u>気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合(第149条の4)</u> (3) <u>放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第149条の5)</u> (4) <u>外部放射線に係る線量等量率等に異常が認められた場合(第159条)</u> (5) 実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2. 所長は,前項に基づく報告を受けた場合,「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき,社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が,不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は,「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は,「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき,直ちに経済産業大臣に報告する。</p>	<p>・施設運営計画等の反映による条文追加に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更</p>

変更前	変更後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成24年1月30日 平成24・01・13 原第14号） （施行期日） 第1条 この規定は、平成24年2月1日から施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成24年 月 日 平成 . . . 原第 号） （施行期日） 第1条 この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に施行する。 <u>2. 第12章において規定する項目が第1章から第11章までにおいて規定する項目と重複する部分に限り、第12章に関する項目を適用する。なお、適用期間については、施行日から1年間とする。</u></p> <p>（省略）</p>	<p>・原子力安全・保安院指示（平成23年12月12日付）に伴う変更（「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書（その2）及び（その3）に関する保安規定の変更）</p>

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<div data-bbox="1982 331 2475 428" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> 添付2-1については核物質防護上の理由から 公開しないこととしております。 </div> <p style="text-align: center;">添付2-1 管 理 対 象 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第150条及び151条関連)</p>	<p>・原子力安全・保安院 指示(平成23年12月 12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の 考え方」に基づく施設 運営計画に係る報告 書(その2)及び(そ の3)に関する保安規 定の変更)</p>

変更前	変更後	備 考
<p>(な し)</p>	<div data-bbox="1976 352 2472 449" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> 添付3-1については核物質防護上の理由から 公開しないこととしております。 </div> <p style="text-align: center;">添付3-1 保 全 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第155条関連)</p>	<p>・原子力安全・保安院 指示(平成23年12月 12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の 考え方」に基づく施設 運営計画に係る報告 書(その2)及び(そ の3)に関する保安規 定の変更)</p>